

令和 5 年度
自己点検評価書

令和 6 (2024) 年 6 月
久留米工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
1. 本学の沿革	5
2. 本学の現況	8
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1. 使命・目的等	11
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定	11
1-1-①意味・内容の具体性と明確性	11
1-1-②簡潔な文章化	11
1-1-③個性・特色の明示	12
1-1-④変化への対応	13
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映	14
1-2-①役員、教職員の理解と支持	14
1-2-②学内外への周知	14
1-2-③中長期的な計画への反映	15
1-2-④三つのポリシーへの反映	15
1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性	17
基準 2. 学生	20
2-1. 学生の受入れ	20
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知	20
2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	20
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	23
2-2. 学修支援	25
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	25
2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実	26
2-3. キャリア支援	28
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	28
2-4. 学生サービス	31
2-4-① 学生生活の安定のための支援	31

2-5. 学修環境の整備	34
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理.....	35
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用	40
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性.....	44
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理	44
2-6. 学生の意見・要望への対応.....	45
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	45
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・望の把握・分析と検討結果の活用	46
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	46
基準 3. 教育課程	48
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定.....	48
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	48
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知	48
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	49
3-2. 教育課程及び教授方法.....	52
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知.....	52
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	52
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	53
3-2-④ 教養教育の実施.....	54
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施.....	55
3-3. 学修成果の点検・評価.....	57
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	57
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果 のフィードバック	58
基準 4. 教員・職員	60
4-1. 教学マネジメントの機能性.....	60
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮	60
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築	62
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性	63
4-2. 教員の配置・職能開発等	64
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置	64

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施	66
4-3. 職員の研修	67
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	67
4-4. 研究支援	68
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理	68
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用	70
4-4-③ 研究活動への資源の配分	71
基準 5. 経営・管理と財務	72
5-1. 経営の規律と誠実性	72
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持	72
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力	73
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮	74
5-2. 理事会の機能	76
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	76
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック	78
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化	78
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性	81
5-4. 財務基盤と収支	83
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	83
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	83
5-5. 会計	84
5-5-① 会計処理の適正な実施	84
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施	85
基準 6. 内部質保証	86
6-1. 内部質保証の組織体制	86
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	86
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	88
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	88
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	90
6-3. 内部質保証の機能性	92
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕	

組みの確立とその機能性	92
-------------------	----

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の建学の精神と基本理念

・学校法人久留米工業大学（以下「本法人」という。）により設置されている久留米工業大学（以下「本学」という。）は、昭和 41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている。建学の精神を実現するために「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念としている。「知」とは知識、技術や教養を表し、「情」とは人間愛、人としての優しさを表し、「意」とは強靱な意志力、逞しい精神力を表すものである。この「知・情・意」をバランスよく教育し、習得させることによって「人間味豊かな産業人の育成」につながるという考え方に立つものである。

・「知・情・意」について述べれば、「知・情・意」は、本学学園歌の一節に謳われているように「技術の冴え」、「心の花」、「不屈の意志」に通ずるものでもあり、4年間の大学教育において学生たちは「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことに励み、教員は学生にこれらを習得させるために必要な教育指導を行うことに全ての情熱を捧げることが求められることは言うまでもない。

・令和 3 年度に第 3 次中期計画（2022～2027 年度）の策定に当たり、少子化や教育改革等の学校を取り巻く環境の変化に対応し得る「新たなビジョン」、及び「新たなビジョン」を達成するためのアクションプランを策定し、本学のあるべき姿を見直した。

2027 年度を達成目処とした「新たなビジョン」は以下の通りである。

- (1) "学生一人ひとりが成長を実感できる"大学
- (2) "工学技術で地域に貢献する"大学
- (3) "新しい知と技術に向き合う"大学

2. 大学の使命・目的

・本学は、建学の精神に基づき、久留米工業大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。

・また、大学院では、久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条において、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。

・さらに、工学部各学科の教育研究上の目的を学則第 3 条の 2 に、大学院各専攻の人材養成の目的を大学院学則第 6 条の 2 において以下のように定めている。

2. 1 工学部

(1) 機械システム工学科

・機械工学及び IT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重

点を置いた実践的な教育を行い、ものづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(2) 交通機械工学科

・自動車や航空宇宙機の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、自動運転や人工知能などの先進的なモビリティ技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(3) 建築・設備工学科

・建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。

(4) 情報ネットワーク工学科

・情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。

(5) 教育創造工学科

・工学の基礎知識の上に、理科、数学の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

2. 2 大学院工学研究科修士課程

(1) エネルギーシステム工学専攻

・エネルギー資源開発、エネルギー変換技術、新エネルギー、省エネルギー技術、建築環境工学、リサイクル技術における研究能力、又はエネルギー総合システム技術を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

(2) 電子情報システム工学専攻

・電子回路・知能制御工学、情報・計算機システム工学に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度電子情報専門技術者を育成することを目的とする。

(3) モビリティシステム工学専攻

・先進自動車技術、電子制御技術等に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度自動車専門技術者を育成することを目的とする。

3. 久留米工業大学の個性・特色

・本学は、久留米工業学園短期大学（昭和 41(1966)年 4 月開設）を前身として、昭和 51(1976)年 4 月、工学部 3 学科（機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科）によって開設された。令和 5(2023)年度は、短期大学開設から 58 年目、大学開設からは 48 年目を迎えている。その間、福岡県南部唯一の理工系大学として、産業人の育成を行ってきた。本学の個性・特色として以下の 5 点が挙げられる。

(1) 全国的にもユニークな特色を持つ学科

・開学当初より全国的にもユニークな学科を開設している。「交通機械工学科」では、強みとする「自動車コース」に加え、「航空宇宙工学」と「先進モビリティ技術（自動運転や人工知能）」の教育を充実させた「先端交通・航空宇宙コース」の2コースを設けているが、Tokyo2020を機にMaaS（Mobility as a Service）開発に移行するモビリティ産業のニーズに対応すべく、令和3(2021)年度から「自動車コース」を「モビリティデザイン工学コース」とし、更に、「先端交通・航空宇宙コース」も宇宙開発領域を充実させて「航空宇宙システム工学コース」に発展させる。特に先進モビリティ領域では「平成30年度 文部科学省 私立大学研究ブランディング事業」に採択されるなど、全国から高い評価を得ており、研究成果に基づく先進的な教育を行う体制を整えている。「建築・設備工学科」では、建築について学ぶと同時に、空調、給排水衛生、電気設備などの建築設備についても学ぶことができる。現在の学科編成は、これら2学科に加え、機械工学やロボット工学を学ぶ「機械システム工学科」、CGやネットワーク、ハード・ソフト開発技術を学ぶ「情報ネットワーク工学科」、ものづくりの立場から数学、理科の教員になることを目指す「教育創造工学科」の5学科から成っている。大学院修士課程には、「エネルギーシステム工学専攻」「電子情報システム工学専攻」「モビリティシステム工学専攻」の3つの専攻がある。

(2) 一人ひとりの顔が見えるアットホームな大学

・本学は、工学部の入学定員320名、修士課程の入学定員15名と、小規模な工業大学であるため、教職員と学生一人ひとりの距離が近くアットホームな雰囲気満ちている。教員は、少人数セミナーに代表されるように学生の個性に合わせたきめ細かな教育を入学から卒業まで実施している。また、クラブ活動、学園祭、学友会活動、ボランティア活動などでは学生が主体となり教職員がサポートする形で、明るく楽しく、人間味の豊かさを育んでいる。

(3) 実践的なものづくり能力の育成

・実践的なものづくり能力を育成するため、少人数クラスで行う実験や実習の授業科目を多く設けている。また、学生たちの自主活動である学生フォーミュラープロジェクト、EVカートプロジェクト、加工プロジェクト、航空宇宙研究会、ASURA、Picture塾などを積極的に支援している。学生フォーミュラープロジェクトチームは車両開発技術を高めて毎年全国大会で好成績を残しており、航空宇宙研究会もボーイングエクスターンシッププログラムで活躍するなど、本学学生の高い能力を示している。さらに、学科の垣根を超えたものづくり教育として、学科横断型ものづくりプロジェクトも実施している。このプロジェクトは、平成29(2017)年度入学者からは各学科に選択科目「ものづくり実践プロジェクト」として単位認定を行うことで、学生のものづくり能力の評価も行う。これらの活動をサポートするものづくりセンターでは、各種講習会が開催されている。

(4) 全学的な地域課題解決型 AI 教育 (MDASH LITERACY+) の実施

・本学は、内閣府が策定した「AI 戦略 2019」も踏まえ、AI 人材の育成と AI 技術による地域課題の解決を目的とし、2020 年 4 月に AI 応用研究所を設立した。AI 応用研究所の AI 教育支援部門は、全学的 AI 教育プログラムの開発・推進を担っており、本学では 2020 年度から次世代技術者にとって必須となる数理・データサイエンス・AI 教育のための全学共通教育科目「AI 概論」(1 年後期 2 単位) と「AI 活用演習」(2 年前期単位) を全学必修として新規科目に加えている。

・また、本学ならではの地域課題解決型の AI 教育プログラムとするべく、地域連携科目やインターンシップ等、他科目との連携や学外との連携を充実させている。なお、本教育プログラムは、文科省より令和 3 年度「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル) プラス (MDASH LITERACY+)」に、令和 4 年度「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (応用基礎レベル) プラス (MDASH ADVANCED LITERACY+)」の認定を受けている (両レベルにおいて大学単位で+(プラス) の認定を受けた私立大学は本学のみである。)

・さらに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が公募した「令和 5 年度大学・高専機能強化支援事業」において、『学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援 (支援 1)』、『高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援 (支援 2)』に申請し、両方に採択され、情報ネットワーク工学科において地域課題解決型 AI 教育プログラムを中心としたデータ分析の基礎的素養とコミュニケーションスキルを学修するコースの新設や、大学院電子情報システム工学専攻において AI やデータ分析 (DA) の応用技術の修得及び企業・自治体等と連携したアクティブラーニングによる高度情報専門人材の育成を行うべく準備を進めている。

(5) 就業力の育成

・本学では、特色ある学科が揃っており、就職率は毎年 9 割を超え、九州平均、全国平均を上回っている。更に良い就職の獲得を目指して就業力育成科目 (1 年生～3 年生対象) を必修科目として編成し、職業、社会、経済、企業の動向などについての幅広い知見の育成や、コミュニケーション能力・国語能力の育成、また就職試験対策の指導などを行っている。また、就職支援を専門に行うキャリアサポートセンターを開設し、専任スタッフとして、これまで多くの企業に技術系の人材を送り込む業務を担当してきた人物を採用し、その経験を活かした就職支援を行っている。

・これからも、少人数のアットホームな雰囲気の中で、人間味豊かで実践的なものづくり能力を備えた、産業界から歓迎される人材の育成を続けていきたい。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 33(1958)年 8 月	学校法人久留米工業学園として設立認可
昭和 39(1964)年 2 月	久留米工業学園短期大学設置を理事会で決定
昭和 41(1966)年 2 月	久留米工業学園短期大学校舎完成（1 号館）
昭和 41(1966)年 4 月	久留米工業学園短期大学を設置 自動車工業科、自動車工業科第 2 部
昭和 41(1966)年 5 月	久留米工業学園短期大学実習場完成
昭和 44(1969)年 4 月	久留米工業学園短期大学 2 号館完成
昭和 45(1970)年 4 月	久留米工業学園短期大学に専攻科自動車工業専攻を設置
昭和 48(1973)年 3 月	久留米工業学園短期大学本館 3 号館完成
昭和 48(1973)年 4 月	久留米工業学園短期大学に設備工学科を設置
昭和 51(1976)年 1 月	法人名を学校法人久留米工業大学に変更
昭和 51(1976)年 4 月	久留米工業大学に工学部を設置 機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科
昭和 52(1977)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車工業専修を設置
昭和 53(1978)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車機械専修を設置
昭和 53(1978)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 20 周年記念式典
昭和 54(1979)年 2 月	久留米工業大学情報処理センター完成
昭和 54(1979)年 6 月	久留米工業学園短期大学を廃止
昭和 60(1985)年 4 月	工学部に電子情報工学科設置
昭和 61(1986)年 5 月	知能工学研究所を開設
平成 4(1992)年 4 月	整備技術教育センター完成（中尾山校舎）
平成 4(1992)年 7 月	本学本館完成
平成 6(1994)年 6 月	実験棟 A、B 完成
平成 6(1994)年 7 月	大学院設置認可申請書提出

久留米工業大学

平成 7(1995)年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置 エネルギーシステム工学専攻、電子情報システム工学専攻
平成 13(2001)年 4 月	3 年次編入制度導入
平成 14(2002)年 4 月	工学部に環境共生工学科を設置 機械工学科を機械システム工学科に名称変更 建築設備工学科を建築・設備工学科に名称変更 電子情報工学科を情報ネットワーク工学科に名称変更
平成 15(2003)年 3 月	知能工学研究所を廃止
平成 16(2004)年 6 月	久留米市内大学等单位互換に関する協定締結
平成 16(2004)年 12 月	大韓民国馬山大学との学術交流協定締結
平成 17(2005)年 4 月	工学部の各学科に専攻制導入
平成 17(2005)年 6 月	学校法人久留米工業大学創立 40 周年記念式典
平成 19(2007)年 4 月	工学部に教育創造工学科を設置 工学部の各学科の専攻制をコース制に変更 大学院工学研究科に自動車システム工学専攻設置、創造工房を開設
平成 19(2007)年 5 月	一級自動車整備技術教育センターを開設
平成 19(2007)年 9 月	(財) 日本自動車研究所との学術交流協定締結
平成 20(2008)年 8 月	大韓民国永進専門大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 3 月	別科自動車工業専修を廃止
平成 21(2009)年 4 月	地域連携推進室を設置
平成 21(2009)年 4 月	学習支援センターを開設
平成 21(2009)年 6 月	中国瀋陽理工大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 9 月	ものづくりセンターを開設
平成 22(2010)年 10 月	中国瀋陽大学との学術交流協定締結
平成 24(2012)年 4 月	キャリアサポートセンターを開設
平成 25(2013)年 9 月	図書館閲覧室にラーニングコモンズを設置

久留米工業大学

平成 26(2014)年 3 月	工学部環境共生工学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	学術情報センターを設置（図書館と情報館を統合）
平成 26(2014)年 5 月	国立モンゴル科学技術大学との学術交流協定締結
平成 26(2014)年 7 月	地域連携センターを設置（地域連携推進室とものづくりセンターを統合）
平成 27(2015)年 3 月	100 号館（テクノみらい館）完成
平成 27(2015)年 6 月	タイ国ラジャマンガラ工科大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 6 月	タイ国カセサート大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 50 周年記念式典
平成 27(2015)年 11 月	インテリジェント・モビリティ研究所を開設
平成 28(2016)年 4 月	基幹教育センター設置、IR 推進センター設置
平成 28(2016)年 11 月	インド国ラジャギリ工業技術大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 4 月	羽衣国際大学と包括連携協定締結
平成 29(2017)年 5 月	神奈川工科大学と包括的連携協定締結
平成 29(2017)年 6 月	久留米工業高等専門学校と連携・協力に関する覚書締結
平成 29(2017)年 8 月	中国安徽外国語学院と国際学術交流協定締結 アメリカ合衆国セントラル・ワシントン大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 11 月	久留米大学と大学間連携協定締結
平成 31(2019)年 3 月	航空宇宙実習棟完成
令和 2(2020)年 4 月	AI 応用研究所を開設
令和 4(2022)年 4 月	自動車システム工学専攻をモビリティシステム工学専攻に名称変更

2. 本学の現況

・大学名

久留米工業大学

・所在地

福岡県久留米市上津町 2228-66（向野キャンパス）

福岡県久留米市上津町 2192（中尾山キャンパス）

・学部構成

[工学部]

学 部 名	学 科 名
工 学 部	機械システム工学科
	交通機械工学科
	建築・設備工学科
	情報ネットワーク工学科
	教育創造工学科

・大学院構成

[大学院工学研究科（修士課程）]

研究科名	専 攻 名
工学研究科	エネルギーシステム工学専攻
	電子情報システム工学専攻
	モビリティシステム工学専攻

久留米工業大学

・ 学生数、教員数、職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）

【学部在学生数】

単位：人

学 部	学 科	在 籍 学 生 数				合 計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
工学部	機械システム 工学科	57	72	50	59	238
	交通機械 工学科	56	63	41	55	215
	建築・設備 工学科	91	107	76	107	381
	情報ネットワーク 工学科	91	113	88	105	397
	教育創造 工学科	29	42	35	40	146
計		324	397	290	366	1,377

【大学院修士課程の学生数】

単位：人

研究科	専 攻	1 年次	2 年次	合計
工学研究科	エネルギーシステム 工学専攻	8	2	10
	電子情報システム 工学専攻	5	5	10
	モビリティシステム 工学専攻	4	1	5
	計	17	8	25

【教員数】

単位：人

	教 授	准教授	講 師	助 教	合 計
機械システム工学科	4	2	1	1	8
交通機械工学科	7	4	0	3	14
建築・設備工学科	5	4	1	0	10
情報ネットワーク工学科	5	6	0	1	12
教育創造工学科	6	3	0	0	9
共通教育科 他	5	4	1	2	12
計	32	23	3	7	65

*学長含まず

【職員数】

単位：人

正職員	30
嘱託職員	1
臨時職員・その他	24
計	55

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

・ 本学の学部及び大学院の使命・目的については、本学の建学の精神及び教育理念に基づき、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、また大学院学則第 2 条に「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

・ さらに、工学部各学科の教育研究上の目的については、学則第 3 条の 2 に、大学院各専攻の人材養成の目的については、大学院学則第 6 条の 2 において、具体的かつ明確に定めている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）

【資料 1-1-2】久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）

【資料 1-1-3】久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-1-4】久留米工業大学大学院学則第 6 条の 2（人材養成の目的）

1-1-②簡潔な文章化

・ 本学は建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、教育の理念を「知・情・意（知を磨き、情を育み、意を鍛える）」と定めており、本学の目的及び使命である「深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成する」ことを簡潔に表現している。また、建学の精神、教育理念及び教育目的については、「大学案内」、「大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項」、「Fan」、「学生便覧」に簡潔な文章で明示するとともに、大学ホームページでも掲載している。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-5】久留米工業大学 2023 大学案内（19 ページ）

【資料 1-1-6】令和 5(2023)年度大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項・案内（1 ページ）

【資料 1-1-7】「Fan」第 1 号（7 ページ）

【資料 1-1-8】2023 学生便覧（6 ページ）

【資料 1-1-9】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

1-1-③個性・特色の明示

・本学では、昭和 41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」ことを教育理念としてきた。そして、本学のビジョンとして「学生一人ひとりが成長を実感できる大学」「工業技術で地域に貢献する大学」「新しい知と技術に向き合う大学」の 3 つを掲げ、大学ホームページにおいて明示している。【資料 1-1-10】

・本学は、小規模大学であることを活かして、学生個々人の能力・意欲に合わせた学修・生活指導を行っており、平成 28(2016)年度には基幹教育センターを開設し、リメディアル教育や e ラーニングを導入した入学前教育を実施し、基礎から確実に身につける教育を行っている。また平成 27(2015)年度に開学 50 周年を記念して、環境技術を最大限導入し、それを体験できる施設として「テクノみらい館」を建設し、その後も最新技術を融合した未来のモビリティ社会を研究する「インテリジェント・モビリティ研究所」の設置、セスナ 2 機と自動車実習スペースを配置した「航空宇宙実習棟」の建設等、充実した教育施設による実践的なものづくり教育を行っている。平成 21(2009)年 7 月に完成した「ものづくりセンター」では、工作機械や溶接設備、3D プリンタやレーザーカッター等の各種加工装置を集積した「ものづくりの拠点」として、学生の研究活動だけではなく、地域の教育・研究の拠点としても利用できるよう、整備されている。令和 2 年度に AI 人材の育成と AI 技術による地域課題の解決を目的として開設した「AI 応用研究所」では、数理・データサイエンス・AI 分野における地域課題解決型 AI 教育プログラム(リテラシー・応用基礎レベル相当)をスタートさせ、令和 3 年度には文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）MDASH Literacy+(プラス)」に選定され、令和 4 年度「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）プラス（MDASH ADVANCED LITERACY +）の認定を受けた。本教育プログラムにより、AI に関する基礎的な知識から AI を用いた地域連携・産業界との連携による課題解決まで幅広く学ぶことができる。

さらに、本学はクラス担任やキャリアサポートセンターによる支援により、一人ひとりをサポートできる体制を築いており、高い就職率を保っている。【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】【資料 1-1-16】

・学生個人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、本学の教育目的である学則第 1 条「高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成する」を反映した人材育成が行われている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-10】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

【資料 1-1-11】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(学生生活⇒基幹教育センター)

【資料 1-1-12】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒100 号館 (テクノみらい館))

【資料 1-1-13】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)

【資料 1-1-14】交通機械工学科紹介リーフレット

【資料 1-1-15】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒ものづくりセンター)

【資料 1-1-16】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(新着情報⇒お知らせ 2021.08.04、2022.8.29)

1-1-④変化への対応

・使命や目的を達成するための教育を当初は「工学の基礎を重視した教育」と標榜していたが、平成 25(2013)年に、ものづくりに主眼をおき「実践的ものづくり能力を育む大学」「ものづくりの楽しさを発信する大学」と変化させ、平成 28(2016)年度に、本法人が策定・推進する「第 1 次後期実施計画 (2016 年度～2018 年度)」等を踏まえ令和 3(2021)年度を目途とし、大学が目指すべき姿を明らかにした「2021 年ビジョン」を策定した。

・また、「第 2 次前期実施計画 (2019 年度～2021 年度)」では、「2021 年ビジョン」に示された「アクションプラン 32」の取り組み及び認証評価基準項目を踏まえ、実施計画の策定を行い、令和元(2019)年度から実施した。

・令和 3 年度は、私立学校法改正を受けて、新たに第 3 次中期計画を策定し、大学を取り巻く少子化問題や様々な教育改革等に対応し得る「2027 年ビジョン」及び「アクションプラン」を作成し、令和 5 (2023) 年度もこれらの実現に向け、企画・実施・評価を行った。【資料 1-1-17】【資料 1-1-18】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-17】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒久留米工業大学 2027 年ビジョン)

【資料 1-1-18】学校法人久留米工業大学第 3 次中期計画書 (2022 年度～2027 年度)

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

・ 本学の使命・目的及び教育目的については、具体的かつ明確で簡潔な文章表現で説明しており、学生の教育・指導に反映できるよう努めている。今後も社会情勢の変化に応じて、使命・目的の検討を継続的に行う。

・ また、本学の使命・目的に基づき、将来ビジョンについても見直しを図り、新たに策定した第3次中期計画、2027年ビジョン及びアクションプランの実施により改善・向上方策を検討していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①役員、教職員の理解と支持

・ 本学の使命・目的及び教育研究上の目的、人材育成の目的は、学則及び大学院学則に具体的に明文化されており、それらの制定・改正は、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会で審議され、教授会、大学院研究科委員会において意見を聴き学長が決定した後、学校法人久留米工業大学理事会・評議員会の議を経て承認されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 2023 年度学科長会議議事録

【資料 1-2-2】 令和 5 年度理事会・評議員会議事録

1-2-②学内外への周知

・ 本学の建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的については、学則、学生便覧、本学ホームページ、大学案内、Fan 等に明記されており、教職員のみならず在学生、保護者、高校生、卒業生、社会一般の方など全てのステークホルダーに理解してもらえるように周知している。【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

・ また、本館 2 階の事務フロアや本館 4 階ホール、体育館に「建学の精神」「教育理念」を掲示することにより、学生や教職員への周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-3】 久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-2-4】 2023 学生便覧（6 ページ）

【資料 1-2-5】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 1-2-6】 久留米工業大学 2023 大学案内（19 ページ）

【資料 1-2-7】 「Fan」 第 1 号（7 ページ）

1-2-③中長期的な計画への反映

・ 本学は、基準 1-1-④で示したように、建学の精神に基づき、「第 1 次実施計画（2013 年度～2018 年度）」、「第 2 次実施計画（2019 年度～2024 年度）の前期計画（2019 年度～2021 年度）」に引き続き「第 3 次中期計画」を策定し、本学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映できるようにしている。【資料 1-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-8】 学校法人久留米工業大学 第 3 次中期計画書（2022 年度～2027 年度）

1-2-④三つのポリシーへの反映

・ 大学の使命・目的を達成するための具体的な方策として、3 つのポリシーを定めている。

1) 工学部

〔ディプロマ・ポリシー〕

・ ディプロマ・ポリシーの冒頭には、『本学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、それを実現するために「知・情・意」を教育の理念としています。すなわち大学教育において「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことにより、深く工学に関する専門の学術を教授、研究し、幅広い教養を身につけた社会人の育成を目的とします。』と記載し、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び学則第 1 条に規定する目的を反映させている。【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

〔カリキュラム・ポリシー〕

・ カリキュラム・ポリシーの冒頭には、「本学のディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、入学してくる多様な学生に対して共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。」と記載し、建学の精神及び目的を念頭に置いたカリキュラム・ポリシーとしている。【資料 1-2-11】

〔アドミッション・ポリシー〕

・ アドミッション・ポリシーの冒頭には、本学の「建学の精神」に共感した次のような人物を国内外から受け入れますと謳い、「自分で設定・選択したテーマやプロジェクトで、主体的に活動ができ、身近に存在する社会課題に関心があり、その実践的解決に興味がある。また、工学分野に興味があり、工学分野の知識・技術を用いて将来活躍したい人」

と求める学生像として示しており、その資質とは、「自分の経験や考えを明確に表現、他者と協働して物事に取り組むことができる」ことが必須で、建学の精神・教育の理念を念頭に置いた内容のアドミッション・ポリシーとなっている。【資料 1-2-12】

2) 大学院工学研究科修士課程

【ディプロマ・ポリシー】

・ディプロマ・ポリシーには、「本学の建学の精神、教育理念、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに到達すべき目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（工学）の学位を授与する。」と記載し、また、ディプロマ・ポリシーの各項目が示すとおり、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び大学院学則第 2 条に規定する目的を念頭に置いた内容となっている。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

【カリキュラム・ポリシー】

・カリキュラム・ポリシーには、「本学のディプロマ・ポリシーを保証するために、以下のような方針でカリキュラムを構成する。」と記載し、教育理念（目的）等を踏まえた内容であることを示している。カリキュラム構成の方針は以下のとおりである。

- ・工学研究科での学修は、学士課程教育での学修効果を踏まえて、より高度な専門性ととともに、高い倫理性、他分野に対する幅広い理解を身につけさせる。
- ・教育課程の編成に当たっては、講義科目、演習科目、実験・実習科目の効果的な連携を図り、基礎から応用まで広い専門知識を身につけさせる。
- ・学生の主体的・能動的な学修・研究を促す教育・研究活動を行い、その学修成果を多面的に評価し、学修・教育目標を達成させる。

また、共通科目として、高度なコミュニケーション能力とグローバル化に対応する人材を育成するために英語教育を行い、国際的視野を身につけさせる。

・副専攻プログラムである「地域課題解決型高度 AI 教育プログラム」として、地域課題解決を見据えた高度な知識および能力（様々な角度から数理・データサイエンス・AI を生かす視点）を身につけさせる。 【資料 1-2-15】

【アドミッション・ポリシー】

・アドミッション・ポリシーの冒頭には、『久留米工業大学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、これに基づいて「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」としている。本学大学院では、「学部における一般的並びに専門的な学力を持つ人に、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的としています。』と記載し、「ものづくりに強い興味を持ち、さらに高度の技術力を身につけて、社会において活躍したいという強い意志を持った人」を求める学生像として示しており、アドミッション・ポリシーは本

学の建学の精神及び目的等を反映した内容となっている。【資料 1-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-9】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のディプロマ・ポリシー)

【資料 1-2-10】 久留米工業大学学則第1条 (目的及び使命)

【資料 1-2-11】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のカリキュラム・ポリシー)

【資料 1-2-12】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のアドミSSION・ポリシー)

【資料 1-2-13】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のディプロマ・ポリシー)

【資料 1-2-14】 久留米工業大学大学院学則第2条 (大学院目的)

【資料 1-2-15】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー)

【資料 1-2-16】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のアドミSSION・ポリシー)

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

・ 本学の教育研究上の目的は、学則第3条の2及び大学院学則第6条の2に定められており、その目的を達成するための教育研究組織として、工学部5学科と大学院工学研究科3専攻を設置している。また、大学設置基準第6条第1項に掲げてある要件を備えた組織として学術情報センター（図書館、情報館）、地域連携センター（地域連携推進室、ものづくりセンター）を設置しており、さらに、キャリアサポートセンター、基幹教育センター、インテリジェント・モビリティ研究所、AI 応用研究所等の設置により、学生が実践的なものづくりを学び、地域の教育・研究の拠点としての役割も果たしており、本学の使命・目的及び教育目的に沿うものであるといえる。「図 1-2-1」に本学の組織図を示す。

久留米工業大学



図 1-2-1 大学組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

・ 本学の使命・目的及び教育目的は、財政計画と連動し、「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」にも反映させ、それを通じて教職員全体に浸透しているが、個性・特色の明示及び法令への適合性といった条件を確保しつつ、継続的に必要に応じた見直しを図ってきた。

・ また、第2次前期実施計画において改善・見直しを行い、達成できなかった事業については第3次中期計画（2022～2027年度）へも反映させ、さらに計画的に事業推進している。

・ 第3次中期計画における第3次前期実施計画の中、次年度はラストの年となるため、しっかりと前期を締めくくり、後期実施計画に反映させることが出来るよう努めていきたい。

・ 学外に向けては、これまでも本学の教育目的等の周知を図ってきたところであるが、今後は、特に高校生や保護者をはじめ高等学校関係者等への理解促進のため、本学の特色を更に活かし、広報活動に力を入れていきたい。

【基準1の自己評価】

・ 建学の精神と教育理念に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を具体的かつ簡潔な文章で明文化しており、学生の教育・指導に反映できるように努めている。また、教職員、学生、保護者、学外の方々へ大学ホームページ等による公表を行うとともに、各種の学校行事等を通じての理解促進を図っている。

・ 使命・目的及び教育目的は、本学が目指すべき姿（ビジョン）を踏まえた実施計画やポリシーに反映されている。実施計画等は全ての教職員参画のもと原案を作成し、理事会、評議員会の審議を経て決定されている。

・ 大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、各学科やコース、研究科、専攻を適切に設置しており、学内の教育研究組織の強化に努めている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的の設定と反映を適切に行っており、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

・ 本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体のアドミSSION・ポリシー及び学科ごとにアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像や資質及び入学者選抜の基本方針を明示している。

・ 大学院についても同様に本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学院全体のアドミSSION・ポリシー及び専攻ごとにアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像を明示している。

・ アドミSSION・ポリシーの周知については、受験生、保護者、高等学校及び社会一般に対して、大学案内、入学試験実施要項、大学院工学研究科入学試験実施要項、本学ホームページ等で明示している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】
【資料 2-1-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】 久留米工業大学 2024 大学案内（43 ページ）

【資料 2-1-2】 令和 6(2024)年度入学試験実施要項（1～3 ページ）

【資料 2-1-3】 令和 6(2024)大学院工学研究科（修士課程）入学試験実施要項・案内（1～2 ページ）

【資料 2-1-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のアドミSSION・ポリシー）

【資料 2-1-5】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のアドミSSION・ポリシー）

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学者選抜の概要

[工学部]

・ 令和 6 年度大学入学者選抜において、総合型選抜・学校推薦型選抜において基礎学力テスト、全選抜において志願者本人の記載する資料（ポートフォリオ）を導入する等、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価し選抜を行っている。それぞれの入試区分では次のような評価方法を導入している。

(1) 総合型選抜

・プレゼンテーション、面接、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストにより本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を基に多面的・総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学で取り組みたいこと、卒業後の将来像とそれを実現するための具体的な学修計画等含めて自己アピールができていないかを評価の対象としている。

(2) 学校推薦型選抜

・プレゼンテーション、面接、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストにより本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を基に多面的・総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学で取り組みたいこと、卒業後の将来像とそれを実現するための具体的な学修計画等含めて自己アピールができていないかを評価の対象としている。

(3) 一般選抜

・筆記試験の成績を基本とし、高校在学中の学力及びポートフォリオも加え、多面的・総合的に評価している。筆記試験については思考力・判断力・表現力をみるための記述式問題を含めた数学を必須としている。

(4) 大学入学共通テスト利用選抜

・大学入学共通テスト試験の成績を基本とし、高校在学中の学力及びポートフォリオも加え、多面的・総合的に評価している。試験教科については数学を必須としている。

(5) 外国人留学生選抜

・プレゼンテーション、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(6) 社会人選抜

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、基礎学力テストを行い、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(7) 編入学選抜

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

[大学院工学研究科修士課程]

・大学院工学研究科修士課程では、次のような入試区分で選抜を行っている。

(1) AO 入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めて自己アピールができていないかを評価の対象としている。

(2) 推薦入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(3) 一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(4) 社会人特別選抜入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。(研究機関、教育機関、企業等に勤務していて入学後もその身分を有し、所属長からの推薦を受けた者を対象とする。)

(5) 外国人留学生一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

以上のように、工学部・大学院それぞれの入試制度（入学者選抜方針）において、アドミッション・ポリシーに基づいた公正な選抜の実施を行っている。

2) 実施体制とその検証

・入学者選抜については、入試委員会規程に基づき、「入試委員会」において、入学者選抜の概要の策定を行い、教授会の意見を聴き学長が決定している。【資料 2-1-6】

・入試問題の作成及び採点に当たっては、学長より委嘱された各科目の出題委員及び採点委員が相互に点検を行っている。また、入試問題作成においては入試広報委員長及び入試課長も印刷前に事前点検を行い、ミス防止に努めている。

・入学試験の実施については、各入試制度の実施要項を作成し、事前に担当者と実施に伴う注意事項の連絡等について打ち合わせを行い、体制を整えて実施している。

・入学者選抜の可否判定については、入学試験判定委員会規程に基づき、「入学試験判定委員会」において適切かつ公正な選抜を行っている。【資料 2-1-7】

・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行っていくために、毎年度「入試委員会」及び「入学試験判定委員会」において検討を行うとともに、入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等を調査し分析を行う等、入学者選抜の妥当性を検証している。

・入学者選抜のプレゼンテーションおよび面接では、アドミッション・ポリシーに基づ

いたルーブリック評価を導入した。さらに、全ての入試区分でアドミッション・ポリシーに基づいて志願者本人の記載する資料（ポートフォリオ）を導入し点数化を行い、アドミッション・ポリシーに沿った受け入れの質的強化を図っている。

・アドミッション・ポリシーの周知率が低い場合（特に一般選抜と大学入学共通テスト利用選抜区分）、志願者がアドミッション・ポリシーに対して理解・共感しておらず求める資質を正しく評価できていない可能性がある。そのため、当該入試区分においても、志願者がアドミッション・ポリシーを理解し共感する前提のもとで、入学の目的・意欲等や思考力・判断力・表現力等を正しく評価できるようにポートフォリオの選考方法に導入および点数化している。令和 5(2023)年度新入生アンケートでは、アドミッション・ポリシーの周知率が約 93%であり、引き続き全ての受験生がアドミッション・ポリシーを理解・共感して入学するように周知を改善していく。【資料 2-1-8】

・大学院についても同様に、大学院研究科運営委員会規程に基づき、「大学院研究科運営委員会」において適切かつ公正な入学者の受入れを行うとともに併せて検証も行っている。【資料 2-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-6】 久留米工業大学入試委員会規程

【資料 2-1-7】 久留米工業大学入学試験判定委員会規程

【資料 2-1-8】 令和 5 年度新入生アンケート結果

【資料 2-1-9】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・工学部の過去 5 年間の志願者数、入学者数、入学定員充足率及び収容定員充足率は【データ編・共通基礎様式 2】のとおりで、学科別の在籍者の推移は【データ編・表 2-1】のとおりである。

・各学科の適切な学生受入れ数を維持していくために、令和元(2019)年度から、大学全体の入学定員を 290 名から 320 名に拡充した。学科の入学定員については、社会背景や今後の見通し、DP 等が社会の要請を踏まえているか、受験生の需要、卒業後の進路と受け入れる企業側の需要等の客観的なデータも踏まえ、引き続き見直しに努める。

・定員拡充後の定員充足率は、定員未充足の学科と定員充足率が高い学科がある等、学科によって違いはあるが、大学全体としての入学定員充足率は令和 5(2023)年度が 101%で、大学全体としての収容定員充足率は、令和 5(2023)年度が 104%となっており、直近の 5 年間では、入学定員、収容定員ともに充足している。【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】

・定員未充足の交通機械工学科については、先端交通（自動運転）分野と、航空宇宙領域の PR を強化することから、令和 3(2021)年度から「先端交通・航空宇宙コース」を「航空宇宙システム工学コース」に、「自動車コース」を「モビリティデザイン工学コース」に変更し、新たなモビリティ社会に対応した教育研究体制を構築している。

・定員充足率が高い建築・設備工学科と情報ネットワーク工学科については、教員の配置やクラス分け授業の実施等により、教育上支障のないように配慮している。引き続き入試選抜区分ごとに定員管理の厳格化に努め、収容定員充足率に留意していく。

・近年、情報ネットワーク工学科への志願者が増加していることを受け、令和 5(2023)年度入学者選抜より交通機械工学科の募集定員を 70 名から 60 名へ、情報ネットワーク工学科の募集定員を 80 名から 90 名に変更を行い、社会の需要に対応できるように努めている。

・大学院の志願者数及び入学者数は【データ編・共通基礎様式 2】のとおりで、専攻別の在籍者数の推移は【データ編・表 2-2】のとおりである。過去 5 年間の定員充足率は、専攻によって違いがあるが、大学院全体としての定員充足率は平成 30(2018)年度までは 100%を大きく下回っていた。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は、入学定員充足率及び収容定員充足率も 100%を満たしていたが、令和 4(2022)年度は入学定員、収容定員ともに充足できなかった。令和 5(2023)年度は、本学の学部学生に対して大学院進学ガイダンスを行い、大学院進学におけるメリットや進路などを示すことで、入学定員充足率及び収容定員充足率も 100%を満たした。【資料 2-1-10】【資料 2-1-12】

・今後も、大学院進学ガイダンスを行い、学部学生が進学意欲を持って進学することによって、大学院の定員が充足できるように努めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-10】認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2

【データ編・基礎様式 2】と同じ

【資料 2-1-11】学部・学科別在学者数（過去 5 年間）

【資料 2-1-12】研究科・専攻別在学者数（過去 3 年間）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

・入学者選抜方法については、本学 I R の分析のもと、引き続き妥当性を検証しながら改善を図る

・令和 5(2023)年度の収容定員充足率は、大学全体としては 104%である。しかしながら、一部の学科で定員の未充足となっており、今後も各学科、入試委員会及び入学試験判定委員会においても、適切な学生受入れ数が維持できるよう努めていく。

・特に、定員未充足の学科については、女子学生や留学生の獲得にも目を向けるとともに、社会や受験生のニーズを踏まえた上で、本学の強みや特色を最大限活用し学修者本位の魅力的な教育になるように転換を図る。

・また、令和 3(2021)年度に実施した高校生ステークホルダー調査の結果に基づき、工学部として「ものづくり・AI・地域課題解決」を軸とした教育プログラムの改善方策を行い、学生の学修成果の情報発信に努め、教育ブランド力を学生募集へと繋げる。

・大学院については、大学ホームページに掲載している大学院進学情報等の内容について見直しを行っている。今後も、ホームページを中心に積極的に情報発信を行い、大学

内外の方に対して本大学院に進学することのメリットや進路情報を開示することで、より多様な学生の受入れ及び適切な学生受入れ数が維持できるように努めていく。併せて外国人留学生の受入れについても入学者選抜の見直しも含め、柔軟に対応していく。

2-2. 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・円滑な教職員協働による学修支援を行うために、本学では、事務局各課が各種委員会の事務局となり、また、委員として参画しており、教員と職員が互いに連携をとりながら教育活動を支援している。

・本学では、全ての学年において、学生一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、クラス担任制を採用し、学生への支援体制を整えている。早期より出席不良の学生を把握するため、前・後期に複数回の出席状況調査を実施。出席不良の学生については教務課より保護者に通知の上、クラス担任が面談を行うようにしている。学生の出席状況や成績を把握し、学生生活全般について相談に応じ、指導と助言を行っている。また、本学ではセメスターごとに保護者へ学生の成績と出席状況を郵送で通知する他、KIT-Portal（学内ポータルサイト）に保護者向けページを設け、学生の時間割、成績、出席状況を確認できるサービスを開始した。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

・本学では、平成 28(2016)年 4 月に基幹教育センター（以下「本センター」という。）を開設し、多様な学修歴を持つ入学生への初年次教育のサポート及び在学生の学習・学修支援を行っている。平成 30(2018)年度には、本センターを改編し、数理基礎教育部門、学士課程基礎教育（ラーニングコモンズ(LC)）部門、教学 IR 部門を置いて学修支援体制を整えた。【資料 2-2-3】

・本センターの活動は、学生への質問対応や試験対策などの個別支援を行っている。また、センター職員による授業内の巡視等を通じて、大学での学習・学修に困難が懸念される学生を発掘し、呼びかけや指導を行っている。具体的には、数理基礎学力の向上として、数学・物理に関するリメディアルを実施した他、新たな取り組みとして専門科目（5 科目）で、教科担当教員と連携したフォローも実施した。令和 3(2021)年度からはコロナ感染対策として、LINE による遠隔指導を新たに取り入れた他、予約制による面接指導を実施した。また、令和 4・5 年度もセンターユーザー学生懇談会を、対面形式で実施した。学生の意見を本センター運営に積極的に取り入れている。【資料 2-2-4】

・令和元(2019)年度の利用者は、設立年度から大幅に増え、徐々に認知度が上がってきた。ただし、増加率は減少傾向があり、利用者数に頭打ちが見られる。また、利用者の用途も多様化し、専門的な内容の質問があり、本センターでは対応できないこともあ

る。以上のことから令和 2(2020)年度においては、学生への学修支援を行うため本センターの認知度の更なる向上や、専門的な質問に対応すべく各学科の教員と学生をつなぐ役割を本センターが担うということがあげられた。【資料 2-2-5】

・高等学校における理数科系科目の履修状況が多様化し、入学者に対して相応の支援が必要な状況にあることから、本学では入学前教育を実施している。総合型選抜及び推薦入学予定者は 12 月上旬から入学までの期間、入学前教育を実施している。令和 5 年 1 月には入学前サキドリプログラム受講者を対象としたオンラインミーティングを開催した他、令和 5 年 3 月に総合型選抜・学校推薦型選抜の一部合格者を対象とした対面形式の個別ガイダンスも実施した。入学前教育の習熟度によっては、入学後、本センターにおいてリメディアル教育を実施している。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

・新入生に対し、学生課がオリエンテーションとして、入学式当日から 3 日間の日程で実施している。入学式当日は、新入生に学科教員の紹介および学科で使用する主要施設の案内をしている。2 日目は、履修指導及び健康診断を行い、3 日目は、大学内施設の説明及び久留米市から職員を招いてのメンタルヘルスに関する講演会、学友会によるガイダンスを実施するなど、3 日間で大学生としての心得を学べるようにしている。【資料 2-2-8】

・学術情報センター情報館では、教育支援システム（G Suite for education 等）の提供、PC 教室の授業・自習の両面的利用の支援、PC 教室の情報機器の操作説明、ソフトウェアの基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的な支援、学内無線 LAN の接続支援、PC 教室の情報機器・ソフトウェアの利用方法に関する講習会の開催など、担当教員と情報館技術職員が協働して学修支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 2023 年度クラス担任一覧

【資料 2-2-2】 2023 KIT-Portal 保護者用利用マニュアル

【資料 2-2-3】 久留米工業大学基幹教育センター規程

【資料 2-2-4】 令和 4・5 年度 センターユーザー学生懇談会録

【資料 2-2-5】 基幹教育センターニュース No.16～No.17

【資料 2-2-6】 入学準備教育「学問サキドリプログラム」のご案内

【資料 2-2-7】 2023 年度入学前個別ガイダンス実施要項

【資料 2-2-8】 令和 5 年度新入生オリエンテーション日程表（工学部・大学院・編入生）

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

・障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援のガイドライン」に基づき、一人ひとりの障がいについて教員、職員が配慮した環境を整えている。「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」に基づき学生相談室の臨床心理士と医務室員の他、令和 3 年度より新たにソーシャルワーカー 1 名を新たに配置し学生支援に努めている。その他、学生課にて

個人の面談を行い、最善の対応を話し合い、担当学科に連絡を行うことで、情報の共有を行っている。また、入学後の経過については、本人へ医務室員が連絡を取り、現状の把握を行い、更なる改善に向けた対応を行っている。【資料 2-2-9】

・令和 5 年度より、障害のある学生に対するカンファレンスを年間 3 期に分け実施（期首・期中・期末）し、関係教職員が集まり配慮内容の見直しの必要性等の意見交換を行っている。【資料 2-2-10】

・本学では、全ての教員にオフィスアワーの時間を設定しており、掲示板や大学ポータルサイト及び各教員の研究室入口にオフィスアワーを明示し、学生の質問・相談などに応じている。現実には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生が多い。大学が小規模であることもあって、教員と学生の間で面談時間の調整をすることは容易である。

【資料 2-2-11】

・平成 7(1995)年に大学院が開設され、学修支援の一環として、平成 21(2009)年度からチューター制度、平成 27(2015)年度に教育的補助員(TA)制度を導入して、担当教員とともに、授業及び実習・演習の科目の支援を行っている。

・TA 制度の充実を図るため、平成 27(2015)年度に「大学院ティーチング・アシスタント規程」を制定し運用を開始しているが、平成 30(2018)年度から、TA に対する研修制度を設け、必ず研修を受けるように義務付けた。【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

・多様な学修履歴を持つ入学生においては、授業補佐として TA を活用し、学力の向上が見受けられた。更なる学修支援の充実を図るため、教員及び TA とともに教育補助としてスチューデント・アシスタント(SA)の活用を行うため、平成 27(2015)年度に制定されたスチューデント・アシスタント規程について、令和元(2019)年度に教務委員会において規程を見直し、運用している。【資料 2-2-14】

・中途退学、休学及び留年への対策については教務委員会で継続的に審議されており、退学の事由について、引き金となる要因等を IR 推進センターにて検証している。

・出欠調査で欠席回数が増える前にクラス担任が面談をして指導する、学生生活に不安がある場合はクラス担任、担当職員やスクールカウンセラー等に相談を受ける体制を取っている。また、学修に不安がある場合は基幹教育センターにて学修支援ができる体制を取っている。

・平成 30 (2018)年度入学生から導入した「パソコン必携制度」では、100 号館の講義室でパソコンを使った授業ができるよう Wi-Fi 環境を整備し、令和元(2019)年度に残りの講義室の Wi-Fi 環境を整備した。【資料 2-2-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-9】 久留米工業大学障がい学生支援のガイドライン

【資料 2-2-10】 カンファレンス体制図

【資料 2-2-11】 2021 年度オフィスアワー一覧

【資料 2-2-12】 久留米工業大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-13】 TA 研修会開催案内

【資料 2-2-14】 久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-15】 PC 必携化の案内(合格者配布用)

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 基幹教育センター・学生相談室等の活性化を図り、学生のサポートが更なる充実したものとなるために関係教職員の活動が適切に緻密に行えるような仕組みを確立する。
- ・ SA 制度を活用したアクティブ・ラーニング授業を開始したものを、今後も一層充実させる。
- ・ 学生相談室の利用活性化に向け、予約システムの導入および非公開の相談箱（WEB）を開設し、相談体制の多様化を行い相談環境の充実を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) キャリア教育のための支援体制の整備

- ・ 教育課程内では、各学年にキャリア教育に関する科目を設けている。【資料 2-3-1】
- ・ 必修科目として、1 年次に「フレッシュマンセミナー」、2 年次に「就業力育成セミナー（機械・交通・建築・教育）」「就業力育成セミナーⅠ（情報）」、3 年次に「就業力実践演習」「就業力育成セミナーⅡ（情報）」を開講している。また、選択科目として、3 年次に「キャリア概論」「就業指導」を開講し、模擬面接や適性テスト及び各種就活セミナー等実践的なプログラムにより、社会における技術者の役割や技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し身に付けられるようにしている。【資料 2-3-1】
- ・ 1 年次には選択科目として、「文章表現法」を開講し、研究活動や就職活動で必要となる文章読解・文章作成能力を身に付ける機会を設けている。1 年次開講科目を学んだ後、これまでの履修科目を確認した上で、自らの専門領域を決め、2 年次以降の履修計画と学修計画を立案している。【資料 2-3-2】
- ・ 「就業力実践演習」に関しては 3 年次必修科目であり、自己分析や業界研究など将来に向けてのキャリア支援教育を実施する。令和 5（2023）年度は対面形式で実施した。【資料 2-3-3】
- ・ 「キャリアサポートセンター」は「地域連携推進室」とも連携しながら、進路開拓、企業説明会の実施、インターンシップ運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】
- ・ 本学と自治体が連携し、令和 5（2023）年度 5 月に学内において「久留米市合同企業説明会」を対面形式で開催し、企業 16 社、学生 27 名が参加した。また、令和 4（2022）年度は 6 月に開催し、企業 20 社、学生 25 名が参加している。【資料 2-3-9】

・令和 5（2023）年度の各種インターシップへの参加学生数は、1day インターンシップを含めて 149 名である。

なお、令和 4（2022）年度 189 名、令和 3（2021）年度は 118 名であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受入企業及びインターシップ参加者の減少が見受けられる。【資料 2-3-10】

・令和 5（2023）年度は、地元金融機関との連携協定に基づくインターシップ事業「第 5 回社長のかばん持ち体験」を実施した。今回は、地元企業 6 社に受け入れていただき、学生 6 名が参加した。8 月にビジネスマナー等を含む事前研修、8 月～9 月に 2 日間の体験実習、10 月と 11 月にプレゼンテーション講習会並びに報告発表に向けた練習会を実施し、12 月に学内において報告会を開催した。【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

・令和 5（2023）年度 2 月に「学内合同業界研究セミナー」（対象：学部 3 年・大学院 1 年）を対面形式で開催した。今回は 2 日間の開催であり、全国から 139 社（学生 1 日目 179 名、2 日目 171 名）であり、業界や業種に関する情報収集を行った。なお、令和 4（2022）年度は参加企業が 153 社、延べ参加学生は 378 名であった。【資料 2-3-9】

・令和 5（2023）年度卒業者及び修了者に対する、同年度 4 月～1 月の「単独企業説明会」は参加企業数 292 社であった。

・学生の就職活動を支援するため、交通費支援制度を設け、就職試験及び会社説明会等の就職活動の際の交通費（一部）支援を行っている。【資料 2-3-14】

・教育課程外では、就職課（キャリアサポートセンター）において、MOS 資格取得講座、TOEIC 資格取得講座を開講している。資格取得講座については、学生課と連携した資格取得支援を行い、学生のキャリア形成のサポートに努めている。令和 5（2023）年度、MOS 資格取得講座は Word・Excel・PowerPoint の 3 講座を対面形式で開催した。Word 講座（6 月開講）14 名、Excel 講座（11 月開講）9 名、PowerPoint 講座（3 月開講）5 名が受講した。TOEIC 資格取得講座については年間 2 回対面形式で開催した。8 月の講座受講 11 名・IP 試験受験者 13 名、3 月の講座受講 3 名・IP 試験受験者 3 名であった。なお、MOS 資格取得講座並びに TOEIC 資格取得講座において対面形式で実施した。

【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】【資料 2-3-17】

2) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備

・教学組織の「キャリアサポートセンター運営委員（教員）」と事務組織の「就職課」が連携し、教職員一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。

・キャリアサポートセンターは、センター長、学科センター運営委員（副センター長を含む）5 名、就職課は、就職課長、専任職員 2 名、派遣職員 1 名で構成している。教学組織と連携を取りながら、キャリア形成教育及び就職支援を行っている。【資料 2-3-8】

・キャリアサポートセンターの運営は、委員長、各学科の担当教員及び就職課長で構成されたキャリアサポートセンター運営委員会により定期的な会議を開催し、審議された活動方針を基に学生のキャリア形成支援を行っている。【資料 2-3-8】

・キャリアサポートセンターに「キャリア教育指導教員」を配置し、就職・進学に対す

る相談・助言に当たっている。

・キャリアカウンセラー(1名)による就職支援も継続して行っている。令和5(2023)年度は年間計65回を計画し、就職活動に必要な履歴書・エントリーシートの書き方、面接対応、自分に合った仕事の探し方等の学生相談に対応している。延べ293名が参加した。【資料2-3-19】【資料2-3-20】

・教職員一体となった就職支援の結果、学生は本学卒業後、個々の希望に合った進路に進み、令和5(2023)年度卒業者の民間企業希望者の就職率は98.3%となっている。また、令和5(2023)年度の求人状況(全学科対象)は、1,447社からの求人票が届いている。

・学生の就職・進学状況については、毎月の学科長会等で報告している。【資料2-3-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】2023 学生便覧(25~68ページ)

【資料2-3-2】令和5年度月別進学内定状況

【資料2-3-3】令和5年度就業力実践演習計画

【資料2-3-4】久留米工業大学地域連携センター規程

【資料2-3-5】久留米工業大学地域連携センター運営委員会規程

【資料2-3-6】地域連携インターンシップ協力企業一覧

【資料2-3-7】令和5年度学内合同業界研究セミナー

【資料2-3-8】久留米工業大学キャリアサポートセンター規程

【資料2-3-9】令和5年度久留米市合同会社面談会要項

【資料2-3-10】令和3年度～令和5年度のインターンシップ実績

【資料2-3-11】社長のかばん持ち体験募集要項

【資料2-3-12】社長のかばん持ち体験報告会次第

【資料2-3-13】社長のかばん持ち体験報告書

【資料2-3-14】就職活動交通費支援制度案内

【資料2-3-15】令和5年度MOS資格講座資料

【資料2-3-16】令和5年度TOEIC資格講座資料

【資料2-3-17】令和5年度資格取得支援一覧表

【資料2-3-18】久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程

【資料2-3-19】キャリアカウンセラーによる就職活動サポート告知ポスター

【資料2-3-20】カウンセリング予約表

【資料2-3-21】令和5年度月別進学内定状況

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

・教育課程内のキャリア教育支援に関しては、カリキュラム内容や実施方法について改善及び向上に努めていく。

- ・ インターンシップに関する支援に関しては、学生の参加者数増加の方策を検討するとともに、新たなインターンシップの実施についても検討していく。
- ・ 就職活動に係る交通費支援は、現行の制度内容を見直し引き続き実施していく。
- ・ 資格取得講座についても実施時期の見直し等を検討し、学生参加者の増加に努めいく。
- ・ 就職、進学に対する支援体制についても、キャリアカウンセラーの勤務体制等を見直しを行い、学生の個々の希望に合った進路選択ができるような体制作りの強化に努めていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 本学の建学の精神に基づき、学生生活規程のもと学生支援の取り組みを行っている。

【資料 2-4-1】

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

・ 学生サービス、厚生補導のために、学生課、医務室、学生相談室を設置し、相互に連携して学生が学修面及び生活面で支障をきたすことがないように、さまざまなサービスを提供し、支援を行っている。【資料 2-4-2】

・ 学生生活支援及び厚生補導のための組織として学生厚生委員会を設置しており、毎月 1 回定例の委員会を開催している。学生厚生委員会の構成員、並びに審議事項は、「久留米工業大学学生厚生委員会規程」に定められ、教育組織と事務組織の情報共有が図られている。【資料 2-4-3】

2) 学生への経済的支援

- ・ 学生課が窓口となり、学生への経済的支援のための奨学金制度を設けている。
- ・ 本学独自の「奨学金」については、進学支援奨学金等を設けており、学業成績・人物ともに優秀で、経済的に困窮度が高く、修学が困難な学生に対し、授業料の全額又は一部相当額を給付し、修学支援を行っている。また、学業成績が特に優秀な学生に対し、学業優秀奨学金を給付している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】
- ・ 生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、経済支援育英奨学金制度や授業料減免制度を設けている。【資料 2-4-6】
- ・ 「運動特待生」については、大学が指定するクラブに所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待できると認められる学生に対し、授業料の全額又は一部の免除を行っている。
- ・ 社会で活躍するエンジニア等を目指す女子学生を支援する「女子学生支援奨学金」制度を設けており、多様な経済的支援を行っている。

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、都道府県、市町村、諸団体奨学金等の奨学金に関しては、学生課による学生の申請等の支援を行っている。
- ・大学院生については、授業料の 7 割及び 3 割相当額給付となる特別奨学生制度(第 1 種及び第 2 種)を設けている。【資料 2-4-7】
- ・外国人留学生の経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けており、本学に進学する学生に対して授業料等の減免を行っている。【資料 2-4-8】
- ・令和 3 年度に学生寮の改修工事をおこない、令和 4 年度から運営を再開している。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

3) 学生の課外活動への支援

- ・本学には、学生主体となる学友会組織があり、総括として総務委員会が全学生をまとめている。その下に学術文化会、体育会及び愁華祭実行委員会が設置されている。
- ・学生の課外活動への支援については、現在、32 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「部」「同好会」「愛好会」に分類され、その運営について学生課が指導及び助言を行っている。その加入率は全学生の約 38%となっている。公認クラブには大学から基準に則り、課外活動支援費を支給しているほか、活動施設、部室、備品等を提供している。【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】
- ・経済面における援助に関して、「部」「同好会」「愛好会」には課外活動支援費として、運営費、大会参加費、大会参加交通費、課外活動費を支給している。また、課外活動において優れた成績を示した者又はクラブに対して、課外活動奨励金を支給している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

- ・学生の心の問題や生活相談の支援体制として、学則第 56 条に基づき、学生相談室を設置し、週 3 日臨床心理士の資格を有するカウンセラーを 2 名と週 1 日ソーシャルワーカー 1 名を配置し、適切に対応している。【資料 2-4-13】
- ・学生相談室の利用については、ホームページ、リーフレット及び学内掲示にて周知を行っている。また、学生相談室では情報の共有化、事務連絡等調整のため、相談室会議を定期的で開催している。【資料 2-4-14】
- ・学生相談室の利用状況は、令和 3 (2021) 年度は、509 件、令和 4 (2022) 年度は 322 件、令和 5(2023)年度 460 件の実績があった。【資料 2-4-15】
- ・学生の健康管理面の支援体制として、学則第 56 条に基づき医務室を設けている。医務室は病気や怪我への対応、感染症拡大防止、薬物乱用防止対応等を目的として医師(校医)及び看護師の資格を持つ職員を配置している。【資料 2-4-16】
- ・医務室の利用状況は、令和 3 (2021) 年度 590 件、令和 4 (2022) 年度は 615 件、令和 5(2023)年度 1,302 件の実績があった。【資料 2-4-17】
- ・学生の健康管理として、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、時節に応じて「医務室だより」を発行

し、一年を通して学生へ健康増進、心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信して個々の健康管理に対する啓発活動を行い、医務室による健康相談も実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、ホームページ及びメールで発信している。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】

5) ハラスメント防止のための取組み

・学生のハラスメントに対応するために「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。また、ハラスメントに関する相談窓口として、教職員による「ハラスメント相談員」を配置し、いつでも相談できる体制を整えている。【資料 2-4-20】
【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】

6) 留学生への支援状況

・外国人留学生の学生生活をサポートする目的で留学生ガイドブックを作成し、新入生及び在學生に配布している。【資料 2-4-23】

7) 編入学生及び社会人学生への支援状況

・3 年次編入生に対しては、入学時にガイダンスを実施するとともに、個別にクラス担任で履修計画を作成し、履修指導を行っている。他方、社会人学生に対しては、対象学生が少ないことから、必要に応じて個別に当該学科教員や教務課で履修指導を行うなどの対応を取っている。【資料 2-4-24】

・大学院においては、大学院設置基準第 15 条の規定に基づき、社会人特別選抜入試で入学した学生について、長期履修制度を導入している。社会人学生が個々の事情に応じて、無理なく学位が取得できるように整備したものである。

大学院の社会人入学生受入れに向けた新たな取り組みとして、遠隔（オンデマンド）形式で受講可能な大学院科目並びに祝日等に社会人学生の論文指導が可能な教員調査を実施。紹介パンフレットを作成し配布を行なった。【資料 2-4-25】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 久留米工業大学学生生活規程

【資料 2-4-2】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2（分掌事務学生課）

【資料 2-4-3】 久留米工業大学学生厚生委員会規程

【資料 2-4-4】 久留米工業大学奨学金規程

【資料 2-4-5】 久留米工業大学奨学金に関する細則

【資料 2-4-6】 久留米工業大学授業料減免に関する規程

【資料 2-4-7】 久留米工業大学大学院特別奨学生規程

【資料 2-4-8】 外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規

【資料 2-4-9】 久留米工業大学学生寮規程

【資料 2-4-10】 久留米工業大学学生寮に関する細則

- 【資料 2-4-11】 久留米工業大学学友会会則
- 【資料 2-4-12】 久留米工業大学学友会組織図
- 【資料 2-4-13】 久留米工業大学学則第 56 条（福利厚生、補導施設）
- 【資料 2-4-14】 久留米工業大学学生相談室規程
- 【資料 2-4-15】 2023 年度学生相談室利用状況一覧
- 【資料 2-4-16】 久留米工業大学医務室管理規程
- 【資料 2-4-17】 2023 年度医務室利用状況一覧
- 【資料 2-4-18】 2023 年度学生定期健康診断の実施について
- 【資料 2-4-19】 2023 年度医務室ニュース
- 【資料 2-4-20】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程
- 【資料 2-4-21】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 2-4-22】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程
- 【資料 2-4-23】 久留米工業大学留学生ガイドブック
- 【資料 2-4-24】 2021 年度新入生オリエンテーション日程表（編入生）
- 【資料 2-4-25】 久留米工業大学大学院学則第 8 条第 3 項（修業年限）

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 経済的支援については、令和 2(2020) 年度から開始された高等教育の修学支援新制度が令和 6(2024)年度から多子世帯・理工農系分野への拡充が行われることを受け、本学独自の奨学金等制度の在り方の見直しを行い、学生支援の充実を図る。
- ・ 今後も多様化する学生の相談や心的支援を必要とする学生に対し、より安定した生活を送れるよう学生課、医務室、学生相談室で連携を深めていく。
- ・ 多様な学生への適切な支援については、障がい学生のみならず、心的支援などを必要とする多様な学生への支援及び支援提供の際に相談者との合意形成を適切に行っていく。
- ・ 学生相談室の利用活性化に向け、予約システムの導入および非公開の相談箱（WEB）を開設し、相談体制の多様化を行い相談環境の充実を図る。
- ・ ハラスメントを未然に防ぐための取り組み、特に教員の意識向上に対する働きかけを一層推進するために、ハラスメント防止対策委員会が主導して各学科・各専攻におけるキャンパス・ハラスメント防止に向けた意識啓発活動を実施し、全教員に取り組みが行き渡るようにする。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎等

・ 本学の本校舎（向野キャンパス）は、福岡県久留米市上津町 2228 の 66 番地に位置し、近隣（同市上津町 2192）に中尾山キャンパスを有する。

・ 本学は久留米市の南部に属し、JR 鹿児島本線久留米駅からバスで約 30 分、西鉄天神大牟田線久留米駅からバスで約 20 分、また九州自動車道路広川 IC からは車で約 5 分。九州の大動脈である、JR 本線（九州新幹線、鹿児島本線、長崎本線、久大本線）や高速道路（九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道）のハブ的な位置に属しており、九州各県から交通の利便性に優れている。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

・ 本学の校地及び校舎の配置は、向野キャンパスには講義室や実習室、ゼミ室、教員研究室等の校舎や、学術情報センター（図書館、情報館）、体育館、運動場等の教育研究施設を配置している。なお、交通機械工学科で一部利用していた中尾山キャンパスについては、学生の安全確保と施設管理の効率化のため令和元（2019）年度末に向野キャンパスへの移転を完了し、施設集約化を達成した。

・ また、県外の学生も多く在籍しており、向野キャンパスに隣接した学生寮（54 名入寮可能）の改修工事を令和 3（2021）年度に行った。

・ 校地面積（81,264 m²）及び校舎面積（27,699 m²）は、大学設置基準の数値（校地面積 13,200 m²、校舎面積 17,255 m²）を上回り、十分な校地・校舎等の面積を有している。

■アクセス MAP■



図 2-5-1 本校へのアクセスマップ

■キャンパス MAP■

【向野キャンパス】



【中尾山キャンパス】



図 2-5-2 向野キャンパス（上段）及び中尾山キャンパス（下段）（現在未使用）配置図

2) 施設・設備の整備

・建物の耐震性の確保については、旧耐震基準で建設された鉄筋コンクリート造の建物の耐震診断を実施し、診断結果が基準以下であった建物の耐震補強工事を実施し、学内の耐震化を図った。令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、本学での耐震化率は 100%となっている。

・本学のシンボルである 100 号館（テクノみらい館）は、環境技術を最大限導入し、それを体験・実践できる施設として新設した。太陽光発電や風力発電など、クリーンエネルギーを活用した省エネ技術を導入。また、壁や天井など、普段では見ることができない内部の建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が身近な教材として活用されている。【資料 2-5-3】

・100 号館 1 階は学生食堂やカフェ、コンビニがあり、2 階にはキャリアサポートセンターや基幹教育センター、ラーニングコモンズを設置し、更に、学生ラウンジは学生がくつろげるスペースを確保している。3 階から上階は学習スペースとなり、講義室 12 室、実験室 1 室、演習室 3 室、製図室 1 室、ゼミ室 6 室、多目的ホール 1 室があり、最新の設備により快適な環境の中で学習ができる。また、地域企業及び住民との交流を推進するとともに、災害時等に住民の避難場所として利用できるように設計配慮している。【資料 2-5-3】

・3 号館には講義室 3 室、実験室 4 室、5 号館は実験室 3 室、6 号館に講義室 6 室、実験室 1 室を設置している。また、研究室については 3 号館に 31 室、5 号館に 7 室、6 号館に 11 室、その他に 13 室、合計 62 室を設置し、設置基準を満たしている。各教員の研究室で、学生と教員のコミュニケーションを充実させるためオフィスアワーを設けている。授業、研究、進路、学生生活に関することなど、気軽に質問や相談ができる環境を提供している。【資料 2-5-4】

・学内の講義室、研究室及びパブリックスペースでは、持ち込んだモバイル機器（パソコンやスマートフォン）をインターネットに接続する為の無線 LAN(Wi-Fi)環境を整えている。接続するには大学発行のユーザ ID（一部機能制限のユーザ ID を除く）を使い、安心して利用することができる。また、大学のネットワークは安定した学術情報ネットワーク(SINET)に接続しているので、情報基盤環境として教育研究に活用できる。

・各講義室にはスクリーンを設置しており、100 号館の全講義室には固定式プロジェクターを備えている。その中でも大講義室（304 人収容）では大型スクリーンを設置しており、さらに、講義室中段の両側に 4 台の大型モニターを設置し、後方座席の学生にも分かりやすいように学修環境に配慮している。

・本学は“ものづくりを学ぶ”ことをコンセプトに挙げ、附属施設として、全学生及び教職員を対象にものづくり支援を行う「ものづくりセンター」を設置し、学生の教育活動を支援している。【資料 2-5-5】

・建築・設備工学科の教育設備として、「平成 31 年度私立大学施設整備費補助事業（教育装置）」による補助を受け、「建築構造実験システム」を導入し、建築構造分野の教育・研究環境を整備した。

・コロナ禍の影響を受け、学生の学修機会を適切に確保するため、令和 2 年度から 3 年度（2020-2021）にかけ、文部科学省の「私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金」による補助を受け、「遠隔授業に関する運用サポート、学習管理システムの機能拡張」等の教育環境の整備・充実を行った。

・令和3年度（2021）には文部科学省の「大学改革推進等補助金（デジタル活用高度専門人材育成事業）」に採択され、本取組により、令和4年度（2022）には新たな「学科横断カリキュラム」を構築し、幅広い知識とより専門性の高い実践的技術を習得した「ものづくりDX/AI人材」を育成するための事業を行った。

・体育施設では、体育館（武道場、卓球場、トレーニング室、更衣室、シャワールームなどを含む）、夜間照明設備を有する第1グラウンド（多目的グラウンド）及び第2グラウンド（野球場）を設置している。平成30(2018)年9月には硬式野球部クラブハウスを新設し、更衣室やシャワールームを完備している。これらの体育施設は、授業、課外活動、学校行事などで利用しているほか、一般学生及び教職員、そして学外者にも開放し、交流の場としても活用されている。【資料2-5-6】

・クラブハウスには、学生が運営する委員会室や部室の他に、会議室や多目的ホールなどが設けられており、委員会やクラブ等に所属する学生が利用している。【資料2-5-7】

・女子学生のくつろぎ・交流を目的に、女子学生ラウンジ及び女子学生専用更衣室を100号館に設置している。女子学生ラウンジにはパウダールームを備え、女性のくつろぎのスペースを確保している。【資料2-5-3】

・平成30(2018)年度から交通機械工学科に「先端交通・航空宇宙コース」（令和3（2021）年度より「航空宇宙システム工学コース」）（以下、「本コース」という。）を新設し、航空宇宙技術の理解を深める目的で、小型航空機の分解整備実習などを行う、航空宇宙実習棟を建設（平成31(2019)年4月）した。本コースは、航空機やロケットの設計製造、航空機の整備など、開発製造技術が専門的に学べる北部九州（福岡・佐賀・長崎）唯一の私立大学コースであり、自動車から次世代モビリティまで未来の交通工学を担う人材を育てる。【資料2-5-8】

3) 施設設備の運営・管理

・本学の建物や施設・設備の管理は施設管理課が主体となり、教務課、学生課、会計課、そして教職員と連携し維持・管理を行っている。また、電気設備、電話回線（学内LAN）、エレベータ設備、消防設備などの保守点検業務のほかに、学内の警備業務、清掃業務、産業廃棄物処理業務など、完全な保守管理を専門業者に委託し維持管理を行い、学生が安心して教育を受けることができるよう、日々環境衛生や安全確保に努めており、今後も継続する。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-1】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒キャンパス・交通案内⇒交通案内）

【資料2-5-2】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒キャンパス・交通案内⇒キャンパス）

【資料2-5-3】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（施設・設備⇒100号館（テクノみらい館））

【資料 2-5-4】 2023 学生便覧（203～217 ページ）

【資料 2-5-5】 久留米工業大学ものづくりセンター施設利用規程

【資料 2-5-6】 久留米工業大学体育館使用規程

【資料 2-5-7】 久留米工業大学クラブハウス使用内規

【資料 2-5-8】 交通機械工学科 学科紹介リーフレット

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・ 学術情報センターは、図書館及び情報館から構成されている。
- ・ 学術情報センター長の諮問機関として学術情報センター運営委員会があり、図書館及び情報館の管理並びに運営の大綱及び方針、図書館資料の選定、情報基礎教育システムの管理運用、学内ネットワークの管理運用に関する事項、図書館、情報館に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項、その他図書館、情報館の運営上の重要事項について審議している。【資料 2-5-9】

1) 情報サービス施設

- ・ 本学では専門科目の講義及びゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内ネットワークの管理運営を学術情報センター（情報館）が行っている。【資料 2-5-10】

- ・ 学生・教職員へのサポートとしては、学術情報センター（情報館）の情報システム管理室にヘルプデスクを配置し、平日は 8 時 30 分から 19 時まで教育支援システムの利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している。

- ・ また、有線 LAN を全ての研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内教室全てに設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所持するノート PC やスマートフォン、タブレット端末での Wi-Fi 利用も可能となっている。

- ・ 2023 年度に専門基礎教育（421 講義室）、専門教育（411 講義室、422 講義室）を実施するのに必要な ICT 環境を学術情報センターに整備した。422 講義室は、主に大学院の授業等で使用する。

- ・ 学生が随時利用できる PC（ワークステーション等）としては、160 台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要な情報収集などに有効利用されている。また高度な解析、設計が可能な専門教育用ソフトウェア CAD,MATLAB,Mathematica) を用意し学修支援環境が整備されている。

- ・ コンピュータ教室として運用していた 612 教室を 2023 年度にデスクトップ PC を撤去し、必携 PC (BYOD: Bring Your Own Device) 用の教室として Wi-Fi 環境及びプロジェクタ、中間モニタ、持込用 PC 電源を備えた学修環境を新たに整備した。

- ・ 学生支援の一環として、一部の資格試験において CBT 試験を情報館で行っており、受験機会の向上、学修意欲の促進が図られている。

- ・ 令和 2 年度前期からは新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの講義をサポートするための LMS（学習管理システム: Learning Management System）の

「OpenLMS」を整備し Zoom 等を組み合わせた遠隔授業・共同授業を実施している。また、LMS システムは、令和 2 年度の遠隔授業関連の補助金で整備した。

2) 図書館サービス施設

・学術情報センター（図書館）は、2 階建（書庫は、3 階建）総面積 2,544 m²に書庫、学習室を兼ねた閲覧室、ブラウジングコーナーを配置している。AV コーナーを配置した 1 階は、学生ラウンジを兼ねたフリースペースとして学生に開放している。開館時間は、授業期間中は平日 8 時 40 分から 18 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）とし、春季・夏季・冬季休暇中は平日 8 時 40 分から 16 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）としている。【資料 2-5-11】

・図書館情報システムを備え、OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）による文献資料検索用の端末 4 台を配備し、Web 検索用のノート PC2 台を貸出用に配備している。学習室を兼ねた閲覧室には充電用電源を備えた個人ブース式の机 36 席、グループ学習用の机 8 台（48 席）を設置している。ブラウジングコーナーには可動式テーブル 4 台、椅子 20 脚、ホワイトボード 2 台を配備している。1 階のフリースペースを含め全館、Wi-Fi の利用が可能であり、PC、タブレットによる自主学习や電子書籍の閲覧も可能である。

・職員は、学術情報センター長（副学長）、図書館事務室長、スタッフとして司書資格を有する正規職員 1 名、派遣職員 2 名、で業務にあたり、17 時から 18 時 50 分の時間帯は、ワークスタディの学生を 1 名配備し、館内整備、資料整理などに当たっている。

・本学図書館の蔵書約 11 万冊及び約 100 種におよぶ雑誌は、OPAC による資料検索が可能である。

・学術研究分野の環境変化に対応すべく、学会誌や高騰する外国雑誌（専門誌）については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加し、契約 27 タイトルのうち 22 タイトルを電子ジャーナルに移行している。

・現在 48 タイトル購入している電子書籍についても学生の PC 必携化に伴い、更に、充実するよう検討を進めている。また、加除式の JIS（日本工業規格）を令和元(2019)年度から JAS ライブラリーサービスに切り替えた。

・蔵書データは、国立情報学研究所（NII）の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録し、NACSIS-ILL を利用した相互貸借、文献複写のサービスを行っている。

・ホームページは、利用案内、OPAC による蔵書検索、研究報告の機関リポジトリを広く学内外に公開しており、学生、教職員への電子書籍や学術論文誌への入口の役割も担っている。

・学術研究分野の環境変化に対応すべく、学会誌や高騰する外国雑誌等については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加しており、契約する外国雑誌 25 タイトルのうち 22 タイトルが電子ジャーナルである。

・電子書籍は、サブスクリプションタイプが 348 タイトル、購入タイトルが 109 であり、

今後は更に、充実させる計画である。

- ・文献検索サービスとして加除式の JIS（日本工業規格）を令和元(2019)年度から JAS ライブラリーサービスに切り替えたほか日経 BP 記事検索サービスや JdreamIII 等、文献検索サービスも導入している。

- ・令和 6 年度から利用が学内限定であった電子コンテンツの電子書籍や電子ジャーナルについて、学外からアクセスするツールとして、EZproxy を導入し教育研究のサポートを充実させる。

- ・「久留米工業大学学術機関リポジトリ」は、本学の教育・研究活動の成果物を蓄積・保存し学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、社会への貢献を果たすものとして平成 29(2017)年から国立情報学研究所の JAIRO Cloud を利用して本学が発刊する「久留米工業大学研究報告」NO.17（1993）以降に掲載した 384 件の論文等を公開している。【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】

3) 施 設

(1) ネットワーク環境の整備

- ・本学では平成 30(2018)年度入学生から PC 必携化の導入を行った。向野キャンパスでは体育館以外の各施設に無線 LAN の環境を整備しているので、学内でインターネットや学内システムを自由に利用することができる。

- ・授業では資料の閲覧や課題提出などに活用し、その他に時間割や休講情報などを学生ポータルサイトにより確認ができる。特に台風や大雨などによる緊急な連絡事項などもリアルタイムで確認できる環境を整えている。

- ・また、学内に PC サポートセンターを設置し、パソコン操作から活用の仕方まで学生一人ひとりに親切丁寧に指導サポートし、オンラインでネット上から質問ができるシステムを導入している。その他にもパソコン操作の講習会を実施し、学生のコンピュータリテラシーを高める環境を提供している。

(2) ものづくりセンター

- ・ものづくりセンターは「ものづくりを実践する」をスローガンに、学科を問わず、誰でもものづくりを体験できる施設として開放している。【資料 2-5-13】

- ・センター内には、3D プリンタ、レーザーカッターなどを装備し、学科を超えて学生や教職員が有効活用することができる。

- ・3D プリンタは工業関係だけではなく、医療、ファッション、食品など、幅広い分野で大いに活用されており、デジタルデータにより複雑な造形の模型を完璧な寸法精度で再現することができる。本学では、平成 25(2013)年度に 3D プリンタを 10 台導入し、その他に高機能であるキーエンス製の“アジリス”を購入した。今後の計画では、より精度の高い機能を持ち多様な材料が使用できる 3D プリンタを購入予定である。

- ・レーザーカッターはデジタルデータにより、人の手ではできない切断加工や彫刻ができ、精密な曲線も美しく仕上がる特徴を持つ。

・ものづくりセンターでは、身近なコンピュータで手軽に高性能なデジタル加工が可能となる、デジタルファブリケーションを体験できる。

(3) 航空宇宙実習棟 (AEC)

・航空宇宙実習棟(AEC : Aerospace Education Center 2階建、延床面積 976.5 m²) が平成 31(2019)年 3 月に完成した。

・「航空宇宙システム工学コース」では、総合工学としての航空宇宙工学を学ぶことにより、航空機や宇宙機の設計・製造技術者及びエアライン等の整備士や運航技術者を目指す人材の育成を行っている。また、先進モビリティ開発を目指す自動車整備実習施設も併設している。

・1 階には、教材としての 2 機のセスナ機などの航空機をはじめ、ホイストクレーンやエアーコンプレッサーなどの整備実習用設備を備え、2 階には講義室、教官室などを配置している。

・本実習棟では、2階に配置した講義室で航空宇宙工学の理論等を学ぶとともに、1階の実習施設においてセスナ機等の実機を用いた実習を行っている。理論と実践を同時に学ぶことによって、航空宇宙産業で必要とされる技術を身に着けた人材育成を目指している。



航空宇宙実習棟(AEC)全景



セスナ機格納

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-9】 久留米工業大学学術情報センター運営委員会規程

【資料 2-5-10】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒学術情報センター (情報館))

【資料 2-5-11】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒学術情報センター (図書館))

【資料 2-5-12】 久留米工業大学研究報告 No.42

【資料 2-5-13】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒ものづくりセンター)

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

・主に学生や教職員が利用する 100 号館については、全面バリアフリーとなっており、玄関前に障がい者専用駐車場を設け、屋内全てが車椅子で移動可能な建物となっている。また、多目的トイレを設置するなど、利便性に配慮した取り組みを実施している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

・本学は、工学部の入学定員 320 名、修士課程の入学定員 15 名と、極めて小規模な大学であるため、学内での演習や実験等は、実質的な少人数対応となっているものがほとんどであり、複数教員による指導体制、複数教室の利用など学修効果に配慮している。【資料 2-5-14】

・講義科目では、必修科目については、学科・学年単位で実施されるものがほとんどであり、必要に応じて各学科教員がサポートに入っている。また、共通教育科目の必修である英語については少人数クラス体制を基本としている。

・1 年次の物理と数学、コンピュータリテラシーに関しては、新入生オリエンテーション期間中にクラス分け調査テスト（プレースメントテスト）を実施し、習熟度別のクラス編成を行っている。

・学科混成のクラス編成とする共通教育科目については、複数の科目を当該セメスターの同一曜日・時限に開講するとともに、同一科目を複数のセメスターに配当するなどして履修者の分散を図っている他、クラスの増設を認めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-14】 2023 年度教室使用状況・受講者数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

・情報システム環境は教育研究活動の運営のために不足なく整備しており、今後は教育改革推進委員会及び研究改革推進委員会の答申を基に更なる教育研究環境整備（専門教育環境）の強化を図る。

・2025 年度供用開始となる新棟建設に向けてネットワーク回線の整備を行うとともに、学内ネットワークの強化を図る。

・情報セキュリティ対策については、既存ネットワークでも昨今のサイバー攻撃に対応しセキュリティが担保できる機器の整備を行い、安全性の維持向上に資するための継続的な強化を図る。

・大学院控室・実習室に設計、解析が可能な高性能 PC を順次整備する。さらに、電子書

籍や学術論文誌の検索ツールであるディスカバリーサービス整備を検討し、更なる教育研究活動環境の充実化を図る。

・施設設備の安全性・耐震性・バリアフリー化の推進については、主な学修の場になる講義棟や実験棟の耐震基準をはじめ安全性を最優先した計画を立案し、改修を進めており、学生や教職員の安全を第一に考えた改修を実行することとする。今後も点検・調査の上、改善に努め教育研究・学修環境の更なる充実を図る。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・本学では、毎年度、「学生授業評価アンケート」を全学的に実施しており、シラバス、授業の内容や理解度等に関する質問や自由記述欄を設けているほか、各科目の学修を通じてディプロマポリシーにある資質・能力がどの程度を身についたのかを学生自身で振り返り自己評価を行う質問項目を新たに設けて学生からの意見をカリキュラム改善へ活用するための改訂を行なった。集計結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果を踏まえてフィードバックシートを作成し、学生ニーズを把握して、個々の授業改善に役立てている。「学生授業評価アンケート」の集計結果とフィードバックシートについては、学生ポータルサイトや学内共有のクラウドで公表している。【資料 2-6-1】

・平成 30(2018)年度から、各学科・各専攻の学生の代表者が参画する「学生・教職員教育改善部会」を設置して、カリキュラム内容、学修支援又は学修成果、施設・設備及び学生授業評価アンケートの結果について、学生からの意見を聴取し、その意見を基に授業改善に取り組んだ。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

・平成 28(2016)年度から、毎年度、全学生を対象とした「学生満足度調査アンケート」及び卒業・修了予定者を対象とした「卒業生・修了生アンケート」を実施している。「学生満足度調査アンケート」は、大学 IR コンソーシアム「学生調査」の満足度項目で包括できるため令和 3(2021)年度より同「学生調査」にて代用されている。これらの調査のなかで大学の教育に対する満足度や学修成果等に関する質問を設けており、アンケートの集計結果を IR 推進センターで分析して、教育改革推進委員会に報告し、学修支援の充実・改善のための検討に活用している。【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

・学生保護者の意見や要望を取入れる為例年各地での保護者懇談会を開催している。令和 5（2023）年度は 9 月に本学会場含め計 10 会場にて個人面談を実施し、学生生活、奨学金、学納金、就職に関する相談についても相談窓口を設置し対応を行った。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 2023 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 2-6-2】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 2-6-3】 令和 5 年度学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 2-6-4】 2022 年度大学 IR コンソーシアム「学生調査」アンケート用紙

【資料 2-6-5】 2022 年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果

【資料 2-6-6】 令和 5 年度教育改革推進委員会議事録

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・望の把握・分析と検討結果の活用

・前述の「大学 IR コンソーシアム『学生調査』」には、大学の教育に対する満足度のほか、学生の心身に関する健康相談、経済支援をはじめとする大学生活に対する満足度に関する質問が設けてあり、学生からの意見を聴取している。アンケートの調査結果は、教職員共有サイト「きっと見る」にて教職員に情報共有を行い、学生生活の向上改善に努めている。【資料 2-6-4】

・心身に関する健康相談については、学生相談室や医務室において、臨床心理士や看護師が相談業務を行っている。ここで得られた学生の意見や要望は、学生厚生委員会に報告され、各学科のクラス担任、学生課と連携して、要望を把握している。

・経済的支援が必要な学生の意見や要望については、学生課が相談窓口となり、災害等の緊急性を重視するほか学生個々の状況の把握に努め、必要に応じた各種奨学金等の案内を行っている。

・この他に、前述のクラス担任及びオフィスアワーにおける個人面談や学内に設置した「KIT かなう箱」および令和 5(2023)年 9 月に開設した「KIT かなう箱 (WEB 版)」へ寄せられた学生の意見や要望を聴取して、それに対処している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・前述の大学 IR コンソーシアム「学生調査」や「卒業生・修了生アンケート」において、教育に対する満足度、学生生活に対する満足度を問うほか、学修環境に関する満足度も確認している。

・校内 1 か所に設置した「KIT かなう箱」および令和 5(2023)年 9 月に開設した「KIT かなう箱 (WEB 版)」により、学生からの意見をくみ上げるための仕組みを設けている。これらさまざまな方法や機会を通じて学生からの意見聴取に努めており、聴取した学修環境に関する学生の意見・要望は、課長会議および各種委員会で取り上げ、内容を協議したのち優先順位に応じて改善に取り組んでいる。特に施設・設備等への改善要望については、施設管理課へ指示され、実施されることとなる。また、寄せられた意見や要望について、内容に個人情報等の問題が含まれない場合には、その対応結果についても学生に公表している。

- ・ 上述以外でも、学生の意見・要望への対応について様々な手段（オフィスアワー、各部署窓口等）で意見を汲み上げる体制は整備している。
- ・ 今後とも、学生の意見・要望を分析して、直ちに出来ることは速やかに改善・実行して学生の満足度の向上に努める。

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生の意見・要望を把握・分析するための体制は整っており、今後も学生の要望に応えながら きめ細やかな 学生サービスの構築に努めていく。
- ・ アンケートの分析結果に基づく改善計画を各学科や関係部署等に求め、学長主導のもと、改善措置の具体化を図り、学生支援の充実に役立てていくこととする。

〔基準 2 の自己評価〕

- ・ 学生の受入れについては、工学部、大学院ともアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともに大学ホームページや入学試験実施要項、オープンキャンパス等で確実に周知している。
- ・ 入学者選抜については、多様な入試区分を設定し、アドミSSION・ポリシーに基づいて適切に実施している。アドミSSION・ポリシーを記載した入学試験実施要項については、毎年度入試委員会等において検証を行うとともに、内容の見直しを図っている。
- ・ 入試問題については、学長より委嘱を受けた本学の教員が、ミス等が生じないように相互に点検を行い、作成している。
- ・ 学生受入数については、文部科学省告示（27 文科高第 593 号）、文部科学省・日本私立学校振興・共済事業団連名通知（30 文科高第 454 号・私振補第 49 号）など社会情勢への変化に対応する形で入学者数及び在学生数は入学定員及び収容定員を遵守している。
- ・ 学修支援については、基幹教育センターを中心に、各種委員会、クラス担任等が連携して積極的な支援を行っている。また TA 制度においては、新たに研修制度を設けるなど、その効果的な活用に取り組んでいる。
- ・ キャリア支援においては、各学年にキャリア教育にかかる必須、選択科目を開講し、実践的なプログラムにより社会で求められる技術者の養成を目指している。また、学生の就職活動を支える交通費支援制度や資格取得支援制度等も設けており、就職や進学に関する総合的な支援体制の充実に努めている。
- ・ 学生生活の安定のための支援としては、学生厚生委員会や学生課を中心に、健康管理面、安全管理面、経済面など様々な角度からの支援や指導を行い、円滑な学生生活の確保に努めている。
- ・ また、学生が大学で学ぶために必要な学修支援に教職協働で当たるなど、適切に学修環境を整備するとともに、学生の意見、要望を把握と分析する仕組みを整えている。

以上のことから、学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見・要望への対応をそれぞれ適切に行っており、基準 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・ディプロマ・ポリシーの策定に当たっては、本学の建学の精神並びに教育目的に基づき、人材の育成に関する教育目的を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。

・本学では、従前より3つのポリシーを策定し公表していたが、これらの策定・公表の制度化について学校教育法施行規則の一部が改正（平成 29(2017)年 4 月 1 日施行）されることに伴い、平成 28(2016)年度中に見直しを行った。

・この見直しに当たっては、学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に定める使命・目的、学則第 3 条の 2 に定める教育研究の目的及び大学院学則第 6 条の 2 に定める人材養成の目的等を踏まえ、3つのポリシーについて、一貫性をもって策定した。新たな3つのポリシーは、平成 29(2017)年 4 月に大学ホームページにて公表するとともに、毎年度、学生や教職員等に配布する学生便覧、学生募集要項に記載し、周知を図っている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

【エビデンス・資料編】

【資料 3-1-1】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 3-1-2】2023 学生便覧（15～18 ページ）

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 工学部

・各学科のシラバスには、授業科目とディプロマ・ポリシーに記載された「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」の4領域との関連性を明確に示している。科目の担当教員はこれに基づき講義・演習・実験・実習及び実技を進め、学則第 14 条（単位の授与及び認定）に則り単位を認定している。また、成績をどのような方法で評価するかについては、シラバスに各科目の担当者が「成績評価の方法・基準」として定期試験やレポート、受講態度などの割合を明記し学生に周知している。

・成績評価の基準は、学生便覧の「教育課程の成績・GPA」にも掲載し、学生に示して

いる。

- ・進級基準については、2年次から3年次へ進級する際に進級要件単位数（60単位以上）を定めている。その内容は学修の手引や学生便覧に掲載しており、学内外に周知している。

- ・令和4（2022）年度入学生より、新たに卒業研究着手要件を設け、その内容は学修の手引きや学生便覧に掲載し、学内外に周知している。

- ・卒業認定に関しては、学則第18条（卒業の要件）、第19条（課程修了の認定及び卒業）で規定している。

- ・単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準は、いずれも学生便覧及び大学ホームページに掲載しており、学内外に周知している。【資料3-1-3】【資料3-1-4】【資料3-1-5】

【資料3-1-6】

2) 大学院工学研究科修士課程

- ・大学院工学研究科及び各専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準はそれぞれ大学院学則と大学院履修規則に定めている。その内容は学生便覧及び大学ホームページに掲載しており、学内外に周知している。また、シラバスに各科目の担当者が「成績評価の方法・基準」を明記し学生に周知している。【資料3-1-4】【資料3-1-5】【資料3-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-3】2023 学生便覧（25～69 ページ）

【資料3-1-4】2023 シラバス

【資料3-1-5】2023 年度学修の手引

【資料3-1-6】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒情報公開⇒学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準）

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・工学部の単位の認定、進級・卒業要件については、学則及び「工学部履修規則」に定められており、進級判定、卒業判定は教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定している。【資料3-1-7】【資料3-1-8】

- ・工学研究科の単位の認定、修了要件については、大学院学則に定められており、課程の修了及び学位の授与は大学院研究科運営委員会において審議し、大学院研究科委員会の意見を聴き、学長が決定している。【資料3-1-9】

(1) 成績評価

- ・「学校教育法施行規則」の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の法令に準拠して以下のとおり適用している。

- ・単位認定基準については、年間履修登録単位数の上限、GPA(Grade Point Average)などの成績評価の活用、成績評価の公平性のため、諸規程や制度で定めている。

(工学部)

・単位の認定は、工学部履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、小テストなどを組み合わせて多面的に評価している。

・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明し、学生に周知している。

・平成 30(2018)年度から卒業研究でルーブリック評価法を導入している。

・授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを工学部履修規則に規定している。

・各セメスターの期末に定期試験を行い、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験などの結果、学修の評価が不合格になった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。

・成績の評価は 100 点満点とし、秀 (90 点以上)、優 (89～80 点)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点)、D (59 点以下) の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする (学則第 16 条)。それぞれの評価の意味は、「秀：特に優れた成績」「優：優れた成績」「良：妥当と認められる成績」「可：合格と認められる最低限度の成績」「D：合格と認められる最低限度の成績に達していないが、当該セメスター内に再試験受験後、再評価される」としている。

・成績評価についても本試験成績発表後 5 日間、追・再試験成績発表後 3 日間の「不服申し立て」期間を設けている。

(大学院工学研究科修士課程)

・単位認定については、大学院履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。

・授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容に応じて、レポート、筆記試験などを組み合わせて多面的に評価している。

・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明し、学生に周知している。

(2) 卒業認定基準・修了認定基準

(工学部)

・卒業認定基準は学則及び工学部履修規則に定めている。卒業の要件は学則第 18 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、単位数 124 単位以上を修得しなければならない。」と定め、卒業に必要な単位数は工学部履修規則に定めている。【資料 3-1-10】

(大学院工学研究科修士課程)

・大学院の修了認定基準は大学院学則及び大学院履修規則に定めている。修了の要件は大学院学則第 14 条に「修士課程の修了は、研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格することと定めている。【資料 3-1-11】

・新たな学位論文審査基準を令和元年(2019)年度に大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）、第 9 条（修士論文審査委員会）に定め、これらの手続きにより審査及び修了認定の厳格性と客観性を確保している。【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】

(3) 成績の通知

・成績評価結果は、Web ポータルシステムを介してセメスターごとに学生個々に通知するとともに、「成績表の見方」を添えて保護者へも郵送している。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有が進み、面談などにおいてもスムーズな意思疎通を可能としている。なお、保護者への成績送付については、個人情報利用について入学時に学生の了解を得た上で実施している。令和5年度より KIT-Portal（学内ポータルサイト）に保護者向けページを設け成績等を確認できるサービスを開始した。学生が自身の学修過程における課題を認識し、学修意欲を向上させるよう、成績は個人指導の資料として活用している。評点以外にセメスターごとの GPA を算出し、学修指導の資料とするとともに、学修意欲を喚起させる制度として運用している。具体的には、工学部履修規則第 13 条の 3 に基づき、各学年終了時における GPA が 1.0 未満の場合は修学指導を行い、改善が見られない場合は退学勧告を行う場合があるとしている。他方、GPA の優秀な学生は、CAP 制度（令和 4 年度入学生より各学年の履修等登録単位数の上限を半期 28 単位、通年 45 単位とする）にて成績優秀者（直近 1 年間の成績発表時における GPA が 3.00 以上の者）については、令和元(2019)年度からこの単位数を 4 単位引き上げた。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-7】 久留米工業大学学則第 14 条（単位の授与及び認定）

【資料 3-1-8】 久留米工業大学工学部履修規則第 5 条（卒業に必要な単位数）

【資料 3-1-9】 久留米工業大学大学院学則第 13 条（単位の認定、試験の時期及び学修の評価）

【資料 3-1-10】 久留米工業大学学則第 18 条（卒業の要件）

【資料 3-1-11】 久留米工業大学大学院学則第 14 条（課程の修了）

【資料 3-1-12】 久留米工業大学大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）

【資料 3-1-13】 久留米工業大学大学院履修規則第 9 条（修士論文報告審査委員会）

【資料 3-1-14】 久留米工業大学工学部履修規則第 13 条の 3（修学指導及び退学勧告）

【資料 3-1-15】 「成績表の見方」各学科入学年毎

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

・GPA の活用について、現状、履修登録単位数の上限緩和や給付型奨学金などへの活用に限られており、更に特定の授業科目の履修条件や学内修学支援制度の応募条件とすること等効果的な活用策を今後各委員会で検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・本学では「建学の精神」「教育理念」を達成するために、学則に定めている教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定した。カリキュラム・ポリシーには、「教育内容」「教育方法」「学修評価」を定めており、学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】
・大学院も同様に、大学院学則に定めている大学院目的と大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-4-2】【資料 3-2-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 3-2-2】2023 学生便覧（9～13 ページ）

【資料 3-2-3】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー）

【資料 3-2-4】久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）

【資料 3-2-4-2】2023 学生便覧（9～10,14～15 ページ）

【資料 3-2-4-3】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（ホーム⇒大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・本学ではカリキュラム・ポリシーを策定するに当たり、以下のようにディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれるよう十分に留意した。具体的には、ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・理解」にある「技術者に求められる幅広い教養および工学の基礎知識

を身につけている」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「技術者として求められる幅広い教養と工学分野の基礎知識の修得を目的として、人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育を共通教育科目として編成する」とする「教育内容」の方針を定めている。また同様に、ディプロマ・ポリシーで定めた「技能・表現」にある「言語力、コミュニケーション力およびプレゼンテーション力等の技能を身につける」ことができるようカリキュラム・ポリシーにおいて「演習や実験等の科目では、アクティブラーニングを取り入れた教育方法で授業を行う」とした「教育方法」の方針を定める等、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため一貫性をもったカリキュラム・ポリシーを策定している。また、その一貫性を検証し、改善につなげていくためカリキュラム・ポリシーの「学修評価」において「卒業研究はルーブリック等によって総合的に評価する」ことを定めている。

・大学院においてもディプロマ・ポリシーを保証するため、大学院全体の方針を基に各専攻においてカリキュラム・ポリシーを策定しディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。【資料 3-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-5】 2023 学生便覧（9～18 ページ）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学の教育課程は、学則第 9 条に基づき共通教育科目と専門教育科目の 2 系統に大別される。前者については人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の 5 系統で編成し、後者については学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の 3 系統で編成している。【資料 3-2-6】

・共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野へつながる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目のほとんどを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。

・専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、実験実習に比重を置くことによって興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人材育成を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に 2、3 の教育コースを設けることによって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成を目標としている。

・これらの教育課程がどのように配置されているか順次制のある体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し学生便覧に掲載している。さらに、全ての授業科目のシラバスを作成し関連科目として事前若しくは事後につながる科目を記載することによって、更に系統性が分かるようにしている。シラバスについては、シラバス

委員会によって作成要領を作成し教員へ周知を図り、シラバス委員が記載内容について適正かをシラバスチェックシートにより確認し、不適当な個所については科目担当者に加筆・修正の指導を行い、シラバス委員会において最終審査を行っている。又、令和5年度のシラバス委員会で、令和6年度シラバスより新たに導入した教学システムの機能を利用する事を周知した。

【資料 3-2-7】 【資料 3-2-8】

- ・ 本学では単位制度の実質を保つために、履修登録の単位数上限を半期 28 単位、通年 45 単位とする履修制限（CAP 制）を設けている。さらに、GPA が 3.00 以上の成績優秀者については、次年度の履修登録単位数の上限を 4 単位引き上げている。

- ・ 大学院の教育課程においても、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に編成している。また体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し、学生便覧に掲載している。【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 2023 学生便覧（9～10 ページ）

【資料 3-2-7】 シラバス作成要領

【資料 3-2-8】 2023 シラバス

3-2-④ 教養教育の実施

- ・ 本学では、教養教育として共通教育科による「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」「総合教育」の 5 系統の教育を図 3-2-1 で示す共通教育運営委員会により実施管理している。これらの科目を入学初年次から 4 年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。特に「自然科学」では、多様な学修履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「数学」と「物理学」に関しては入学直後に実施する学力検査により、個々の学生の学力に応じた丁寧な教育を行っている。それにより全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。令和 3(2021)年度より数学に関しては「AI・データサイエンス教育」との連携をより深めるため科目内容を改め、科目名称を「数学・統計学基礎」と変更する改善を行ない、基幹教育センターが中心となって数学と物理学の教員を配置し、基礎学力が不十分な学生の指導を行っている。また、令和 4(2022)年度より各学科の専門教育科目から共通教育科目へ移動した「コンピュータリテラシー」は、それぞれ学科独自のカリキュラムで運営されていたが、教育の質保証や学科横断で行う科目において効率的教育を行うため、全学科統一化と習熟度別編成で行っている。

- ・ 令和 5 年度入学生より、文理横断型カリキュラム構築のため、人文社会系科目の見直しを行ない選択必修科目化や新規科目として「コミュニケーションの心理学」「ディベート実践」「地域課題解決実践」を開講した。

・社会貢献を通じて人間性を育むボランティア活動について、「自主活動Ⅰ」（90 時間以上の場合は 2 単位）、「自主活動Ⅱ」（45 時間以上の場合は 1 単位）として単位認定を行っている。在学中に自主的に取得した資格について、上述のボランティア活動と同様に各学科で定められた基準（取得した資格と認定科目及び単位数）に従って単位認定を行っている。社会人としての予備教育ともなる就業体験活動について、「インターンシップⅠ」（二週間以上（10 日以上）2 単位）、「インターンシップⅡ」（一週間（5 日以上）1 単位）として単位認定を行っている。【資料 3-2-9】

・令和 2(2020)年度入学生より、次世代技術者にとって必須となる数理・データサイエンス・AI 教育のための全学共通教育科目「AI 概論」（1 年後期 2 単位）と「AI 活用演習」（2 年前期 2 単位）を全学必修として新規科目に加えている。また、本学ならではの地域課題解決型の AI 教育プログラムとするべく、地域連携科目との連携や学外との連携についても充実を図った。なお、本教育プログラムは、文科省より令和 3（2021）年度「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）プラス（MDASH LITERACY +）」の認定を受けている（全国で 10 大学、1 高専、九州地区では九州大学と本学のみが認定された。）

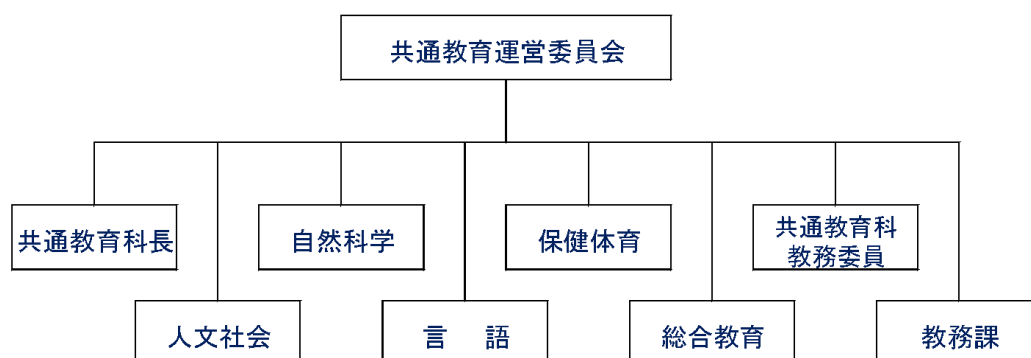


図 3-2-1 共通教育運営委員会

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-9】2023 学生便覧（132～136 ページ）

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・教授方法の改善に向けての取り組みは、FD 委員会で前年度の活動に関して総括を行い、当該年度の活動予定を決定している。FD 研修の内容として、原則全専任教員が参加する FD 研修会で教授法の改善や外部講師による講演を定期的の実施している。平成 29(2017)年度に Moodle や e-Campus の活用事例の FD 研修を実施し、令和元(2019)年度には各学科より、アクティブラーニング及び e ラーニング授業の事例発表による FD 研修を実施した。このような取り組みの結果、本学におけるアクティブラーニング授業科目の割合は、平成 30(2019)年度で 25%だったものが、令和 5（2023）年度には 66%に増加

するなど一定の成果が得られた。また、平成 30(2018)年度から全教員を対象に教育改善や教育の質保証に関する組織的取り組みの一環としてティーチング・ポートフォリオ作成を義務化している。【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】

- ・さらに、非常勤講師を含めた教員に学生授業評価アンケート調査や教員相互による授業参観を実施し、専任教員のみアンケートについての授業改善等をフィードバックシートに記載し、学生に対しホームページ上に公開している。

- ・協働でものづくりするための基礎力（コミュニケーション力、課題解決能力等）を育むために1年次から3年次の学生を対象に「ものづくり実践プロジェクト」を学科間の垣根を越えて受講できるように実施している。【資料 3-2-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-10】 2023 年度 FD 研修会一覧

【資料 3-2-11】 2023 年度アクティブラーニング学科別科目一覧

【資料 3-2-12】 ティーチング・ポートフォリオ作成要領

【資料 3-2-13】 ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット

【資料 3-2-14】 2023 年度ものづくり実践プロジェクトテーマ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在、本学の目的にも明示しているとおり、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授し、研究し、教養ある社会人を育成することを基に、専門科目のほか、教養教育である共通教育科目や他学科連携科目から多様な知識を得るため多くの選択科目を取得できるよう、履修登録上限を令和 4(2022)年度より半期 28 単位、通年 45 単位としている。

- ・また、アクティブラーニングの推進に引き続き全学科で組織的に取り組んでいくことを、令和元(2019)年度第 6 回教育改革推進委員会において決定している。

- ・AI・データサイエンス教育については、令和 3(2022)年度に採択された文部科学省「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度専門人材育成事業」との連携も図り、「地域課題解決型 AI 教育」のさらなる高度化を目指している。同教育プログラムの新たな取り組みとして、工学部では「AI・データサイエンス副専攻修了証」交付に関し、“実践（プラクティスレベル）”の修了証を 6 名の学生に交付。大学院においては、副専攻プログラム「地域課題解決型高度 AI 教育プログラム」の実施要項を定め、令和 5 年度 9 名の大学院生が副専攻を履修した。【資料 3-2-14】【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-14】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(ホーム⇒大学案内⇒数理・データサイエンス・AI 教育プログラム)

【資料 3-2-15】 久留米工業大学「地域課題解決型 AI 教育プログラム」実施要項

【資料 3-2-16】 久留米工業大学 大学院 副専攻プログラム「地域課題解決型高度 AI

教育プログラム」実施要項

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・本学では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科・専攻）、科目レベルの3段階で学修成果の評価（アセスメント）を行い、また、その結果の集約・分析・共有を通して、3つのポリシーの妥当性・整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組むことで、教育の内部質保証を図るというアセスメント・ポリシーを策定した。以下、レベル毎の内容を示す。

- 1) 機関レベル（大学）では、入学から卒業までの各種アンケート調査、GPA・単位修得状況、退学・休学率等の状況、就職・進学状況、卒業生・就職先企業へのアンケート調査等を通して、学修成果の達成状況を検証し、全学的な教育・学修支援等の改善に活用する。
- 2) 教育課程レベル（学科・専攻）では、各種アンケート調査、学生面談、学生ポートフォリオ、大学院ポートフォリオによる学修活動状況調査、資格等の取得状況、GPA・単位取得状況、卒業研究のルーブリック評価、留年・退学・休学率等の状況、就職・進学状況等を通して、学修成果の達成状況を検証し、各教育課程の改善に活用する。
- 3) 科目レベルでは、各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の評価、学生授業評価アンケート、教員相互の授業参観による評価等を通して、科目ごとの学修成果の達成状況を検証し、授業の改善に活用する。

・また、上記におけるアセスメントの実施は、大学全体の複数の部局や委員会で分担し、各々が下記に示す役割を担いながら全学的な取り組みとして進めていく体制を整備している。

- ・ Plan（教育改革推進委員会、学科長会、大学院研究科運営委員会、IR推進センター）
アセスメント・ポリシーの策定、アセスメント指標・内容・分析方法の検討
- ・ Do（教務委員会、FD委員会、大学院研究科委員会、各学科・専攻）
アセスメントの実施、カリキュラム、授業方法、教育内容等の改善への取り組み、FD・SDの実施
- ・ Check（自己点検・評価委員会、教育研究推進外部評価委員会）

- ・ アセスメントの結果に基づく、学修成果の総合的な評価と課題の指摘
- ・ Action（教育改革推進委員会、学科長会）
- ・ 指摘された課題に基づく教育改善策の検討

・ 各部署で実施したアンケートを IR 推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会にて報告し、教育研究活動の改善を図っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】

・ 具体的なアセスメントの名称及び内容は以下 1～7 に示すとおりである。

- 1 学生授業評価アンケート：FD 委員会で全授業・実習科目のうち工学部及び工学研究科において全教員が担当科目のうちいずれか 1 科目で実施している。【資料 3-3-5】
- 2 新入生アンケート：入試課で入学時に実施【資料 3-3-7】
- 3 学修行動調査：IR 推進センターで毎年 10 月～12 月に実施（大学 IR コンソーシアム「学生調査」に基づく。令和 3(2021)年度より満足度調査としても実施されている。）【資料 3-3-8】
- 4 学習成果の到達度アンケート：教務課で学期末に全学年を対象に実施【資料 3-3-9】
- 5 既卒生アンケート：就職課で毎年実施【資料 3-3-10】
- 6 就職先企業アンケート：就職課で就職先企業に対する調査を毎年実施【資料 3-3-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制

【資料 3-3-3】 令和 5 年度教育改革推進委員会議事録

【資料 3-3-4】 久留米工業大学ファクトブック 2023

<https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes>

【資料 3-3-5】 2023 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 3-3-7】 令和 3 年度新入生アンケート用紙・結果

【資料 3-3-8】 2022 年度大学 IR コンソーシアム「学生調査」アンケート用紙

【資料 3-3-9】 2021 年度卒業時における学修成果の到達度についての自己評価アンケート
フォーム・結果

【資料 3-3-10】 2021 年度既卒生アンケート用紙・結果

【資料 3-3-11】 2021 年度就職先企業に対するアンケート用紙・結果

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

・学生授業評価アンケート等調査の結果については、全教員を対象とした FD 研修会を開催し、ワークショップ等を通じ指導法改善につなげるための方策を議論している。教員だけでなく学生も交えた FD 委員会の下部組織である学生・教職員教育改善部会を毎年開催し、各アセスメントの調査結果に基づき学修状況の在り方をテーマに教員と学生が同じ目線で直接話し合っている。討論を重ねることで教員と学生の距離が縮まり信頼関係を築くことにも役立つだけでなく、「学生の生の声」を教育内容や方法等の改善に資する場としている。【資料 3-3-12】【資料 3-3-13】

・アンケートの集計結果を、教育改革推進委員会にて報告している。各教員はこのアンケート結果を全体平均あるいは前年度の当該科目と比較することで、授業改善に生かせるよう役立てている。また、集計結果は全教員を対象とする「教員評価」にも反映させている。【資料 3-3-14】

・学生授業評価アンケートの評価上位者は FD 委員会で審議され、学長より「ベストティーチャー賞」として表彰を行う。【資料 3-3-15】【資料 3-3-16】

・令和 4（2022）年度においては、GPA の高低でグループ分けし、それぞれのグループの授業理解度等を分析して FD 委員会にて報告を行った。また、在学生の学修到達度のみならず、既卒生や学生の就職企業からのアンケート結果から、本学の学修成果について分析を行い、教育改革推進委員会にて報告を行った。

・令和 5（2023）年度より、教学システムのポータルサイト「KIT-PORTAL」にて、学生の GP を各ディプロマ・ポリシーの重み付けに基づき集計した「学修度」を全学生にフィードバックされるようになった。これにより学生はディプロマ・ポリシーに沿った学修における強みと弱みを把握することができるようになった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-12】 令和 5 年 FD 委員会議事録

【資料 3-3-13】 令和 5 年度学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 3-3-14】 令和 4・5 年度教育改革推進委員会資料

【資料 3-3-15】 2023 年度第 01 回 FD 委員会議事録

【資料 3-3-16】 令和 4 年度ベストティーチャー賞一覧

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

・学修成果の点検・評価については、各種委員会において実施しており、その結果を IR 推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会で検討し教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげており、今後も継続して点検・評価を行う。

【基準 3 の自己評価】

・本学では、建学の精神や教育理念、教育研究上の目的を踏まえ、知識、技能、態度といった学修成果に重点を置きディプロマ・ポリシーを策定しており、大学ホームページを通して周知している。単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準並びに学位授与

の要件は学内諸規程に規定しており、単位認定に関してはシラバスに成績評価基準を明示している。工学部の進級基準は大学全体で設定している。成績評価、単位認定、進級判定、卒業認定、修了認定等に当たっては基準に則り厳正に審査した上で行っている。

・教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、種々の媒体で周知を図っている。ディプロマ・ポリシーに掲げる能力等を身に付けさせるため「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」についての基本的な考え方を明示し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。

・学修成果の点検・評価については、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われ、その結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に結びつくようフィードバックしている。

・大学院工学研究科修士課程では、修士論文の審査による学位記授与、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されている。

以上のことから、卒業認定・修了認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質を高めるよう努めており、基準3を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

・本学は、大学に関する主な意思決定機関として、企画会議、学科長会議、教授会、大学院研究科運営委員会、大学院研究科委員会を設置しており、学長が委員長となり、学長のリーダーシップを発揮しながら運営できる体制を構築し、本学の現状把握と課題発見、改善のための提案等を審議、決定し、必要に応じて理事会へ上申している。各会議の主な協議内容は以下に示す。

・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長の諮問を受け、「久留米工業大学企画会議規程」に則り、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、「久留米工業大学学科長会議規程」に則り、本学の教育研究及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定に当たり意見を述べるものとしている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

・教授会は、学則第 43 条に基づき、本学の教育に関する意思決定機関として「久留米工業大学教授会規程」に則り、入学・卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項について審議、決定している。また教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると定めるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

・大学院研究科委員会は、大学院学則第 36 条に基づき、「久留米工業大学研究科委員会規程」に則り、教学に関する重要事項を審議する。また、大学院研究科委員会に大学院研究科運営委員会を置き、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議する。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

・本学の中長期計画（実施計画）を実施していくため、学長が委員長を務める教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等を設置し、「第 2 次前期実施計画」の 6 つの分野（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化）について審議、決定していくこととなっている。大学運営のための主要な推進委員会の主な審議事項を「表 4-1-1」に示す。

名 称	主な審議事項
教育改革推進委員会	1) 本学における教育改革の基本方針に関する事項 2) 学部及び大学院の教育内容及び教育方法の改善等に関する事項 3) 学修成果のアセスメント及び教育の質保証に係る施策の企画、実施及び支援に関する事項
研究改革推進委員会	1) 研究活動の改革、連携、推進及び支援に関する事項 2) 科学研究費を含む競争的研究資金獲得の支援に関する事項 3) 全学的な研究政策の立案に関する事項 4) 研究交流の促進に関する企画・実施に関する事項 5) 知的財産及びベンチャー支援に関する事項
産学官連携推進委員会	1) 産学官連携推進活動の基本方針の策定に関する事項 2) 産学官連携推進に係る活動に関する事項 3) 産学官連携推進に係る人材育成に関する事項 4) 地域の教育機関との連携、生涯学習に関する事項
国際化推進委員会	1) 本学における国際化の基本方針に関する事項 2) 学部及び大学院の国際化への改善等に関する事項 3) 国際化の質保証に関する施策の企画、実施及び支援に関する事項

表 4-1-1 大学運営のための主要な推進委員会

また、これらの委員会の管轄下にある各種委員会を下部組織として位置づけ、規程に基づき運営している。【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】

・学長は、理事会から委任を受けた範囲において、大学的意思決定権者である大学担当理事として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。また、学長を補佐するため、副学長、学長補佐（教務担当、入試広報担当、地域連携担当）を置き、学長が指名する。各種委員会についても、学長、副学長、学長補佐又は学長が指名するものが委員長となり、学長のリーダーシップの下、3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育の点検・評価により改善に導く体制となっている。【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-1-1】久留米工業大学学則第 58 条（企画会議）
- 【資料 4-1-2】久留米工業大学企画会議規程
- 【資料 4-1-3】久留米工業大学学則第 59 条（学科長会議）
- 【資料 4-1-4】久留米工業大学学科長会議規程
- 【資料 4-1-5】久留米工業大学学則第 43 条（教授会）
- 【資料 4-1-6】久留米工業大学教授会規程
- 【資料 4-1-7】久留米工業大学大学院学則第 36 条（運営組織）
- 【資料 4-1-8】久留米工業大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 4-1-9】久留米工業大学教育改革推進委員会規程
- 【資料 4-1-10】久留米工業大学研究改革推進委員会規程
- 【資料 4-1-11】久留米工業大学産学官連携推進委員会規程
- 【資料 4-1-12】久留米工業大学国際化推進委員会規程
- 【資料 4-1-13】各種委員会一覧表
- 【資料 4-1-14】学校法人久留米工業大学寄附行為第 14 条
- 【資料 4-1-15】久留米工業大学学則第 41 条第 1 項（教職員）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

・本学は、副学長規程に基づき、副学長を置き、学長の職務を助け、校務を掌理することとしている。また、学長補佐規程に基づき、学長補佐を置き、担当分野において特定の業務を遂行し、学長を補佐することとしている。このことにより権限の適切な分散を図り、責任の明確化を行っている。【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】

・本学の使命・目的を達成するための教学に関する事項を審議する組織として、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会、教育改革推進委員会、教務委員会がある。

【資料 4-1-2】【資料 4-1-4】【資料 4-1-9】【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】

・企画会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、大学の事務局長、事務局次長、各

課長及び本法人の事務局長、その他学長が必要と認めた者として本法人の監事を構成員として組織され、政策企画課で議題の整理を図り、教育研究活動の企画・立案・調査及び、教育研究についての自己点検・評価等について審議する。

- ・学科長会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、各学科長、事務局長、事務局次長を構成員として組織され、工学部の教育計画の編成及び運営に関する事項や大学の教育研究活動についての大学評価に関する事項を審議する。

- ・大学院研究科運営委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各専攻長及び各専攻より1名ずつ選出された教員により構成され、大学院の教育研究に関する事項を審議する。

- ・教育改革推進委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各センター長、学科長、専攻長、事務局長、事務局次長及び教務課長にて構成され、教育改革の基本方針や、教学マネジメントに係る指針、教育内容及び教育内容・教育方法の改善等に関する事項を審議する。【資料4-1-20】

- ・教務委員会は、副学長（教務担当）が委員長となり、各学科から選出された教員と教務課長を構成員として、カリキュラム等の教育課程及び履修に関する事項を審議する。

- ・以上のような組織において、審議された事項については、本学の助教以上の全教員が構成員である教授会及び大学院研究科委員会において報告され、必要があれば教育研究に関する重要な事項について教授会の意見を聴き、学長が決定することができるようになっている。また決定した事項については、これらの会議の下部組織である各種委員会により、実行に向けて調整され、実行し、新たな課題について審議される体制を構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-16】久留米工業大学副学長規程

【資料4-1-17】久留米工業大学学長補佐規程

【資料4-1-18】久留米工業大学教務委員会規程

【資料4-1-19】久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

【資料4-1-20】久留米工業大学 教学マネジメントに係る指針

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本学では、教学マネジメントを機能させるため、教務委員会には教務課長が構成員となり、教育課程の形成・編成に職員が参加する仕組みを設けている。

- ・教員と事務職員の協働を図るため、教員組織と事務組織との間で連携体制を図っている。各委員会等には、担当事務局の責任者（課長等）及び関係職員が常時出席し、担当事務として協議に参加している。

- ・事務局長により統括総合調整の下、本学の実質的な業務の責任者である各課長が、関連部署と協議・連携を密に行いながら、事業計画・予算に基づいて業務を執行してい

る。また、事務局の「課長会議」を定例で開催し、情報の共有化と目標に対する意識の共有を図り、業務に齟齬が起らないようにしている。

・企画会議、学科長会議、教育改革推進委員会には事務局長が構成員となり、全学的な教学マネジメント機能の強化に取り組んでいる。【資料 4-1-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-21】久留米工業大学教学運営組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

・大学を取り巻く環境の変化に対応できる体制の見直しを図りながら、大学教育において求められている教育の質的転換を含む教育改革の適切な点検・評価を全学的に行う実施体制を構築する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

・本学の工学部における助教以上の専任教員数（学長を含まない）は「表 4-2-1」に示すとおり、65 人である。学科ごとでは、機械システム工学科は専任教員 8 人（うち教授 4 人）、交通機械工学科は専任教員 14 人（うち教授 7 人）、建築・設備工学科は専任教員 10 人（うち教授 5 人）、情報ネットワーク工学科は専任教員 12 人（うち教授 5 人）、教育創造工学科は専任教員 9 人（うち教授 6 人）、その他の組織においては専任教員数 12 人（うち教授 5 人）を確保しており、専任教員数、教授数ともに大学設置基準を満たしている。

・大学院工学研究科では 3 専攻を開設しており、エネルギーシステム工学専攻は修士研究指導教員 10 人、修士研究指導補助教員 1 人、講義担当教員 3 人、電子情報システム工学専攻は修士研究指導教員 9 人、修士研究指導補助教員 1 人、講義担当教員 3 人、自動車モビリティシステム工学専攻は修士研究指導教員 7 人、修士研究指導補助教員 1 人、講義担当教員 2 人で、専任教員数、研究指導教員数ともに大学院設置基準を満たしている。

表 4-2-1 専任教員配置数と大学設置基準上の必要数

学科名	入学	収容	専任教員数	設置基準上必要数

久留米工業大学

	定員	定員	教授	准教授	講師	助教	計	教員数	教授数
機械システム工学科	50	208	4	2	1	1	8	8	4
交通機械工学科	60	256	7	4	0	3	14	8	4
建築・設備工学科	80	328	5	4	1	0	10	9	5
情報ネットワーク工学科	90	368	5	6	0	1	12	9	5
教育創造工学科	40	160	6	3	0	0	9	8	4
共通教育科 他			5	4	1	2	12		
計	320	1320	32	23	3	7	65		
大学全体の収容定員に定める専任教員数								16	8
総 計								58	30

・本学の教員の採用及び昇任に関する事項は、「久留米工業大学教員選考規程」及び「久留米工業大学教員選考基準規程」に定めている。また、大学院の担当教員の採用・昇任に関する選考基準は、「久留米工業大学院担当教員選考規程」に定めている。教員の採用については、教員の退職等による欠員の補充及び教育内容の充実を図る上で必要とする場合、原則公募により人材を募る。採用については、選考委員会において書類審査（履歴書・研究業績書等）を行い、面接を適宜実施後、企画会議において審議、決定し、法人本部に採用の上申を行い、理事長が任命する。【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】

・教員の昇任は、教育、研究、社会貢献、組織運営の各領域において可視化された教員評価を基に、「久留米工業大学教員評価規程」に規定化された事項を十分に満たしている教員に対して、所属する学科の学科長の推薦により企画会議で審議、決定する。【資料4-2-4】

・本学では、平成30年度からアクションプラン32「大学院教育プログラムの抜本的見直し」に基づき大学院教員資格審査における基準を検討し、大学院設置基準を満たす最低条件であるD丸合等の資格基準が必要であるとの結論に至り、令和2年5月に「久留米工業大学院担当教員選考規程」を改正した。それにより、大学院教員全員を対象に再度資格審査を行い、研究の活性化および資格を持つ教員の充実を図った。

【エビデンス・資料編】

【資料4-2-1】久留米工業大学教員選考規程

【資料4-2-2】久留米工業大学教員選考基準規程

【資料4-2-3】久留米工業大学大学院担当教員選考規程

【資料 4-2-4】 久留米工業大学教員評価規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

・全学的に教育指導方法の検討、改善を進めるため、FD 委員会を設置している。FD 委員長は、学長が指名し、1 学部、1 研究科の利点を活かして全学的な FD 体制としている。委員は、各学科及び各専攻から 1 人ずつ、委員として加わることにより、大学院も含めた全学的な取り組みを可能としている。【資料 4-2-5】

・FD 委員会では、教育方法の改善及び教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証に重点的に取り組むため、FD 研修会（令和 5 年度_工学部 3 回、工学研究科 1 回）を実施した。また、FD 委員会の下部組織の学生・教職員教育改善部会を開催した。令和元(2019)年度の学生・教職員教育改善部会の開催から、工学部各学科の 1 年生～4 年生、大学院各専攻の 1 年生～2 年生が参加するよう構成拡充した。

この学生・教職員教育改善部会では、学生の参画に基づき授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行い、教育改善に取り組んでいる。【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】
【資料 4-2-8】

・授業改善の手掛かりとするため、工学部・大学院学生を対象に学生授業評価アンケートを実施して、学生が授業をどのように受け止めているかを確認している。学生授業評価アンケートには、学修に関する全般的な内容を年 1 回実施（非常勤講師も実施）している。アンケート結果については、各教員にフィードバックし、教学システムのポータルサイトにて教職員と学生に一定期間公開している。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

・ティーチング・ポートフォリオの作成については、個々の教員の教育活動について文章化し、授業を行う上で欠かせない教育理念や戦略などを整理することで今後の教育改善への意識化を図り、改善を促進していくために、平成 30(2018)年度から全ての専任教員にティーチング・ポートフォリオの作成を義務づけた。令和元(2019)年度教員活動状況評価表により教員評価へ反映させるとともに、久留米工業大学教育・研究業績年報に掲載を行った。【資料 4-2-11】【資料 4-2-12】

・学外での研修については、学士課程教育や初年次教育など、現代の大学教育に関する学外での研究会、研修会などの活動が活発になっている。FD 委員会をはじめ、関連する各委員会などでは、こうした学会などの企画を周知するとともに予算措置を行い、教員及び職員の参加を支援している。

・本学の教員評価制度は、大学の使命・目的の実現に向け、職位に応じて、また所属学科などの一員として、ふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。そのために教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている。

・教員評価方法は、「教育領域」「研究領域」「社会貢献領域」「管理運営領域」において、前年度の各教員の実績を基に、まず評価要領に従い自己評価を行なう。続いて、副学長及び学長補佐による第 2 次審査を行い、最終的に学長が総合評価を行ない、各領域に

において上位者となった教員に対して表彰することにより、教員の資質及び士気の向上を図っている。【資料 4-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-5】 久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 4-2-6】 令和 4・5 年度 FD 委員会議事録

【資料 4-2-7】 2022・23 年度 FD 研修会一覧

【資料 4-2-8】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 4-2-9】 2023 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 4-2-10】 2020 年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート

【資料 4-2-11】 ティーチング・ポートフォリオ作成要領

【資料 4-2-12】 ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

・教育の質保証が求められているなか、教育内容の向上を見据えた教員の確保及び教育内容の充実や質保証を図る上で必要となる教員の資質・能力向上を目的とした教員評価、あるいは FD 研修会の内容の検証を行い、改善を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

・大学を取り巻く環境の変化に伴い、大学の事務職員の資質・能力の向上や意識改革等が重要な課題であり、本学では SD の基本方針及び実施計画を SD 推進委員会で策定し、企画会議で審議・決定し、それに基づき SD 研修会を開催している。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】

・毎年「キャンパス・ハラスメント防止について」や「本学の教育・学生支援体制及び FD について」等をテーマに新任教職員を対象とした研修会を実施しており、業務を円滑に進めるためのルール等を知る機会としてとても好評を得ている。また、大学の教育研究の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等とが連携体制を確保し、協働して業務に取り組む「教職協働」の重要性から、全教職員を対象とし、学外講師を招いた「リスクマネジメント研修」、「研究倫理と知財管理」の研修会を行った。【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】

・また、学外での研修会等への参加も推奨しており、日本私立学校振興・共済事業団、日本経営協会、私立大学協会職員研修センター等が主催する外部研修会、あるいは専門

性を高めることを目的とした研修会への参加や、平成 25(2013)年度には学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度により、通信教育・自主研修グループ活動・その他研修会への参加費等の補助（上限4万円）を行っており、職員の意識向上を図るとともに、職員のスキルアップ・資質の向上を図っている。【資料 4-3-7】

・さらに、各課での課内研修や、業務改善に対する提案書の提出、管理・監督職による職員の個人面談を実施することで、職員の意識改革や資質・能力の向上につなげている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 久留米工業大学 SD 推進委員会規程

【資料 4-3-2】 久留米工業大学における SD の実施方針・計画について

【資料 4-3-3】 令和 5 年度 SD 研修会一覧

【資料 4-3-4】 令和 5 年度新任教職員研修会開催案内

【資料 4-3-5】 SD 研修会案内（リスクマネジメント研修会、研究倫理と知財管理研修会）

【資料 4-3-6】 学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

・大学の教育研究の高度化・複雑化は現在も進んでおり、私学を取り巻く環境が一層厳しくなる中、事務職員への期待は一層高まり、実際に担う業務は更に変化していくことが予想される。こうした今後の変化を見据え、大学としてこれに十分に対応できるよう、キャリアパスを踏まえた SD による事務職員の資質・能力の向上や意識改革と併せて、教職協働を推進し、大学全体としての機能強化を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

・専任教員の研究室は一人一室を確保し、各研究室には机、椅子、テーブル、書架、パソコンなどの備品を大学が用意している。

・平成 28(2016)年度から学長裁量経費制度を設け、執行管理を総務課（研究支援担当）が行うことで、教員の計画的な研究活動が支援できる体制を整えている。【資料 4-4-1】

・学生の研究環境に関しては、令和 4（2022）年度卒業生・修了生アンケートにおいて施設・設備に関して調査を行い、満足度を把握し、改善に取り組んでいる。アンケート調査の結果は、「講義室・実験・実習室の設備環境への満足度」において、「満足」及び

「やや満足」の回答の割合が、卒業生については約 80.7%であった。【資料 4-4-2】

・令和 3（2021）年度に、大学院工学研究科エネルギーシステム工学専攻の研究設備として、「令和 3 年度私立大学施設整備費補助事業（研究設備）」による交付を受け、医工連携分野の教育・研究環境を整備するため「3 次元動作解析システム」を導入した。

・平成 30(2018)年度後半から、技術相談及び技術指導ができる環境の整備を行った。すでに技術指導から共同研究や受託研究に発展し、特許出願に至った研究成果もある。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

・本学は、平成 27(2015)年 11 月に“未来を感じるモビリティ（ノリモノ）社会”を研究するインテリジェント・モビリティ研究所を設置し、所長をはじめ構成員の約 6 割が民間企業で経験とスキルを積んだ 12 名の兼任教員及び 1 名の専任技術職員で構成している。また、交通機械工学科「先端交通・航空宇宙コース」の教育施設として、平成 31(2019)年 4 月に、「航空宇宙実習棟」を開所し、航空宇宙分野の教育・研究環境を整備した。さらに、令和 2(2020)年 4 月には、AI 技術の地域産業への応用と AI 教育のための AI 関連カリキュラムの整備を行うことを目的とした「AI 応用研究所」を開設した。【資料 4-4-5】

【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

・本学インテリジェント・モビリティ研究所では、足腰に不安を抱える方々の移動支援と社会参画を促す対話型自動運転モビリティを開発し、平成 30 年度（2018）に文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に採択された。令和元年度から令和 3 年度（2019－2021）にかけ、対話型自動運転車いす「パートナーモビリティ」を核とした「福祉インテリジェントモビリティサービス」の社会実装に向けて、全学科がそれぞれの強みを活かし、関連企業等と連携して開発に取り組んだ。また、大学のブランド力強化につなげる戦略的媒体や手法により、情報発信を継続的にを行い、TV や新聞、各種メディアで多数取り上げられ、全国の企業や自治体から注目されている。【資料 4-4-8】

・令和 3 年度（2021）に本学インテリジェント・モビリティ研究所は、これまで、社会実装の目途がついたことを受け、大学発ベンチャー（Le DESIGN 株式会社、CEO 東大輔 IML 所長）を起業し、社会実装への推進拡充を図ることとした。同起業を大学として支援するために出資を行った。

・令和 3(2021) 年 9 月から、令和 4(2022) 年 12 月にかけ、パーソルプロフェッショナルアウトソーシング株式会社と共同研究の契約を取り交し、新型オリジナルモビリティ「PARTNER MOBILITY ONE」を開発し、完成セレモニーや報道関係者向けの体験試乗を実施した。

・令和 3（2021）年 4 月に、佐賀県の Society5.0 事業（令和 4(2022) 年継続事業）や、観光庁の観光 DX 事業、内閣府のスーパーシティ構想事業にも採択され、令和 5(2023) 年度には、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 3 期事業（包摂的コミュニティプラットフォームの構築）に採択された。

・内閣府採択事業の本学の研究開発テーマは「移動の課題を克服し高齢者や障がい者の自律を促進する外出支援サービスの開発」であり、移動に不安を抱える高齢者や障がい

者の移動支援を行う自動走行パーソルモビリティサービスを創出し、社会実装へ向け、事業化を進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 学長裁量経費による研究支援に関する資料

【資料 4-4-2】 久留米工業大学 ファクトブック 2023

<https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes>

【資料 4-4-3】 技術相談の対応要領について

【資料 4-4-4】 久留米工業大学技術指導取扱規程

【資料 4-4-5】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)

【資料 4-4-6】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒教育研究施設・設備⇒航空宇宙実習棟)

【資料 4-4-7】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒AI 応用研究所)

【資料 4-4-8】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒私立大学研究ブランディング事業)

【資料 4-4-9】 大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp

(新着情報⇒地域連携⇒新型モビリティ「PARTNER MOBILITY ONE」
完成セレモニーが行われました。)

【資料 4-4-10】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(新着情報⇒教育・研究⇒戦略的イノベーション創造プログラム
(SIP) 第3期の採択について)

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

・ 本学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「久留米工業大学行動規範（平成 27 年 9 月 9 日改正）」「久留米工業大学コンプライアンス規程（平成 27 年 5 月 13 日制定）」「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程（平成 29 年 3 月 1 日制定）」「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画（令和 2 年 4 月 1 日改正）」「研究費の管理・運営に係る体系図（平成 29 年 3 月 1 日改正）」を定めている。また、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を平成 29(2017)年 12 月に作成している。本学は、これらの規程、マニュアル等に基づく適正な管理運営を遂行し、不正防止の啓発に取り組んでいる。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】

・ 研究倫理については、「久留米工業大学行動規範」に基づき、本学の研究活動に携わる全ての者が遵守すべき事項を「久留米工業大研究倫理規程」に定めている。また、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することを目的として、研究倫理委員会を

設置している。【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】

・研究倫理教育においては、大学院生を含む研究活動に従事する全ての者に研究倫理に関する FD・SD 研修会の参加や、研究倫理教材 APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) を履修することを義務づけている。【資料 4-4-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-8】久留米工業大学行動規範

【資料 4-4-9】久留米工業大学コンプライアンス規程

【資料 4-4-10】久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程

【資料 4-4-11】公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画

【資料 4-4-12】研究費等の管理・運営に係る責任体系

【資料 4-4-13】久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル

【資料 4-4-14】久留米工業大学研究倫理規程

【資料 4-4-15】久留米工業大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-16】FD・SD 研修会資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

・本学では平成 28(2016)年度から学長裁量経費制度を設け、応募による教育研究経費等の支援を実施しており、採択者には論文の投稿を義務付けていることから、研究発表件数や論文投稿数、共同研究及び受託研究の件数の増加等の効果が出ている。

・学長裁量経費は、応募による個人型研究支援、学科横断型研究支援の他に、論文投稿料支援、着任支援、基礎研究費支援、その他学長が認める支援事業に分かれ、論文投稿料支援は、上限 10 万円として 10 名の教員への論文投稿料支援を行い、着任支援は、新任の教員の研究活動費として配分、基礎研究費支援は、学会への参加推進を目的として、全教員に対して一律 5 万円を配分している。その他学長が認める支援事業については、“次の柱となる研究”への支援や共同研究支援等に利用できることとしており、令和 3 (2021) 年度を皮切りに前年度科研費結果 A 又は B の教員を対象にブラッシュアップ支援も行っている。【資料 4-4-1】

・外部資金の獲得に関しては、「産学連携に関する目標・計画」を制定し、その推進を図るため「共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」の制定、外部との共同研究、受託研究への一定額の支援を行っている。【資料 4-4-17】

・科研費に関する学内の説明会や科研費申請書作成テクニック講習会を開催し、外部資金の獲得に努めた。【資料 4-4-18】さらに、学内公募型の学長裁量経費において、地域に根ざした研究、科研費応募の区分を設け、地域と連携した研究や科研費採択に向けた研究に支援を行うことで、外部資金の導入に向けた努力を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-17】産学連携についての目標・計画

【資料 4-4-18】令和 5 年度 FD 研修会「科研費獲得を目指した申請書の書き方のポイントについて」（講師：久留米大学 児島将康教授）案内通知および資料

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

・研究環境の整備を今後も継続して行い、研究倫理、知財管理、研究費の適切な使用については、法令改正や社会情勢の変化に対応して適切に体制や規程の整備を行うとともに、研修等による研究者や関係職員の啓発を継続する。今後も研究費は適切に配分するとともに、外部資金の獲得、学内公募型の研究支援制度を継続して実施する。

・研究改革推進委員会で科研費の採択数の増加を図ることができるよう、事務局も含めた研究体制の強化に取り組んで行く。

・令和 2(2020)年 4 月に開設した「AI 応用研究所」では、地域課題解決のための AI を応用した次の柱となる研究を推進し、学科を超えた教員の交流の場としても活用することとなっている。また研究時間の調査・分析を実施し、研究時間の確保について検討することとなっている。

【基準 4 の自己評価】

・教学マネジメント、教員、職員の配置は適切であり、学長のリーダーシップが発揮できる環境が整備されている。FD・SD 研修も組織的、計画的に十分実施され、参加率も高く、内容也多岐にわたり、充実している。その成果として、教職協働も機能的に運用され、適材適所の配置により大学改革も順調に進んでいる。

・研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。

以上のことから、教学マネジメントの機能性を確保し、教員の配置・職能開発等、職員研修及び研究支援を適切に行っており、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

・「寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的」とすると定めており、本学の学則第 1 条では「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の

学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。

【資料 5-1-1】 【資料 5-1-2】

・本学は、一貫して「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、これを実践するために必要な方針を教育理念・ビジョンとして明確化している。なお、教職員の意識と理解を深め継続的な実行を確保するため、学内施設への掲示、ホームページ、学生便覧への掲載など広く一般にも公開している。【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】

・これらの目的等を達成するため、理事会や評議員会、監事などの機能を適切かつ効果的に大学運用に活用するとともに、人事、服務、財務等の規則・規程に沿った適正な学校運営を行っている。【資料 5-1-5】

・学校法人久留米工業大学では、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくため、「学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード」を明確に定めている。【資料 5-1-6】

・学校法人久留米工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書を作成し、ホームページに公表している。【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】

・学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報や教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている教員の養成の状況に関する情報、財務情報については、大学ホームページに公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 3 条

【資料 5-1-2】 久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）

【資料 5-1-3】 2021 学生便覧（6 ページ）

【資料 5-1-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 5-1-5】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 1

学校法人久留米工業大学組織図

【資料 5-1-6】 学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-7】 法人ホームページ

<http://kougyoudaigaku.jp/information/other/infoid/29/>

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

・本学では実施計画（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化）を策定し、使命・目的を実現するための取組み方針を明確にしてきた。平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までを「第 1 次前期実施計画」、平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度までを「第 1 次後期実施計画」として事業に取り組み、引き続き令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までを「第 2 次前期実施計画」として事業に取り組んでいる。さらに、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までを「第 2 次後期実施計画」として策定を予定していたが、私立学校法の改正により原則 5 年以上の中期計画の策定が必要となり、新たに第 3

次中期計画として令和4(2022)年度から令和9(2027)年度の6カ年の中期計画を策定した。

・実施計画は、毎年度における各部門の重要課題及び単年度目標を予算編成時に合わせてローリングし、計画としての実効性を高めており、使命・目的の実現へ向けた確実な実行を支えている。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-8】 第3次中期計画（2022年度～2027年度）

【資料 5-1-9】 学校法人久留米工業大学第3次前期実施計画書（2022年度～2024年度）

【資料 5-1-10】 令和5年度事業計画書

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮について

・環境への配慮については、学内喫煙スペースの整備を行い、受動喫煙防止や喫煙マナー向上に努めている。また、資源ごみ回収や省エネに対する意識啓発など具体的な取り組みを行っている。また、本学では、平成27(2015)年度に創立50周年を記念して新棟「テクノみらい館」を建設しており、「未来が見える新棟」をコンセプトに環境技術を最大限導入し、省エネと創エネによって消費エネルギーの最小化を追求した設計となっている。また「学校法人久留米工業大学契約事務規程」第26条には、「契約事務の執行に当たっては、地球温暖化の防止等環境に配慮するよう努めるものとする」と規定されており、環境への取り組みを行っている。【資料 5-1-11】

2) 人権への配慮について

・人権への配慮については、「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程」「久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程」を定め、「ハラスメント防止ガイドライン」及び「ハラスメント行為になり得る言動の例」を作成し、意識啓発と制度運用の徹底を図るため全教職員を対象にした研修も実施している。「久留米工業大学ハラスメント相談室規程」を定め、ハラスメント相談員を教職員より8名（内女性4名）選出し、更に、外部カウンセラーとして臨床心理士2名（女性）の雇用に加え、令和3（2021）年度からは社会福祉士1名も配置しており、学生と教職員の相談に応じている。【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

・個人情報管理については、学校法人久留米工業大学の責務として遵守に努めており、規則等を整備している。大学においても「学校法人久留米工業大学個人情報保護規程」に基づき、「久留米工業大学個人情報取扱い細則」を定めている。【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

3) 安全への配慮について

・法人における危機管理については、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」を定め、法人における様々な危機に迅速かつ的確に対処するための体制を確立し、学生等及び教

職員の安全確保を図っている。【資料 5-1-21】

・ 本学の危機管理に関しては、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」に基づき「久留米工業大学危機管理規程」を制定している。この規程には災害及び火災のほか、重篤な感染症（新型コロナウイルス感染症等）、情報漏洩等に対する危機管理体制及び対処方法等を定めている。危機発生時には学長を本部長とする「危機対策本部」が当該危機への対応を行うことを定め、学生及び教職員の生命及び身体の安全確保のため、迅速にかつ的確に対応できるように体制を整備している。【資料 5-1-22】

・ 本学では、「久留米工業大学安全衛生管理委員会規程」を定め、安全衛生委員会において、本学の教職員等の安全確保と健康の維持増進等について審議し、安全衛生管理活動の推進を図るとともに、労働災害及び健康障害等の防止に努めている。【資料 5-1-23】

・ 安全対策については、「SAFETY GUIDE 安全の手引き」や新入生に配布する「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」を作成するなど、安全に関する具体的な対応策の指導に努めており、消防署の指導・協力を得て、学生及び教職員参加の防火避難訓練を実施し、災害時の対応に備える体制を整えている。【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】

・ 平成 28(2016)年度から、法人内の教職員に対し「ストレスチェック」を実施し、その結果を踏まえて職場環境の改善に努めることとしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-11】 学校法人久留米工業大学契約事務規程

【資料 5-1-12】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程

【資料 5-1-13】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 5-1-14】 久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程

【資料 5-1-15】 ハラスメント防止ガイドライン

【資料 5-1-16】 ハラスメント行為になり得る言動の例

【資料 5-1-17】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程

【資料 5-1-18】 久留米工業大学ハラスメント相談員

【資料 5-1-19】 学校法人久留米工業大学個人情報保護規程

【資料 5-1-20】 久留米工業大学個人情報取扱い細則

【資料 5-1-21】 学校法人久留米工業大学危機管理規則

【資料 5-1-22】 久留米工業大学危機管理規程

【資料 5-1-23】 久留米工業大学安全衛生管理委員会規程

【資料 5-1-24】 「SAFETY GUIDE 安全の手引き」

【資料 5-1-25】 「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

・ 経営の規律と誠実性について、ガバナンス・コード及び関連する法令は遵守している。また、使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、常任理事会、経営戦略会議における連絡を密に行い、組織の相互理解を高めていく。

・危機管理に関しては、管理体制の実効性を確認するとともに、地元自治体との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元住民を含めた広域的な危機管理体制の充実、向上に努める。

・人権への配慮のため、ハラスメントに対する体制、個人情報の保護に関する体制や規程の整備を行い、研修回数を増やすなど、時代に応じた対策のあり方を見直す。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・法人の業務決定権限を有する理事会を原則年 6 回開催し、次の事項について審議することを理事会規則において規定している。【資料 5-2-1】

①理事及び評議員の選任及び解任 ②監事候補者の選任及び監事の解任 ③理事長、常務理事及び担当理事の選任及び解任 ④予算及び事業計画 ⑤事業に関する中期的な計画 ⑥借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ⑦役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。）の支給基準 ⑧予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑨寄附行為の変更 ⑩合併 ⑪目的たる事業の成功の不能による解散 ⑫収益事業に関する重要事項 ⑬寄附金品の募集に関する事項 ⑭重要な規則の制定及び改廃 ⑮その他学校法人久留米工業大学の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

・理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて各学校長を担当理事として、理事長を補佐する体制を整えており、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、各学校を代表することで、責任と権限の明確化と業務の円滑化を図っている。【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

・理事会は、理事 12 名、監事 2 名で構成しており、寄附行為に定める定数を満たしている。また、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する理事には学長及び各学校長が就任している。

・過去 3 年間の理事の理事会への出席状況は「表 5-2-1」のとおりである。なお、欠席時の委任状は寄附行為第 19 条第 11 項において、「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定められている。

表 5-2-1 理事の理事会への出席状況（委任状提出者除く）

令和3年度	開催数	第1回	第2回	第3回
	月日	5月28日	5月28日	11月26日
	出席状況	11/12人	11/12人	11/12人
	開催数	第4回	第5回	第6回
	月日	11月26日	3月11日	3月11日
	出席状況	11/12人	11/11人	10/11人
令和4年度	開催数	第1回	第2回	第3回
	月日	5月31日	5月31日	11月29日
	出席状況	11/12人	11/12人	10/12人
	開催数	第4回	第5回	第6回
	月日	11月29日	3月14日	3月14日
	出席状況	11/12人	12/12人	12/12人
令和5年度	開催数	第1回	第2回	第3回 (臨時)
	月日	5月30日	5月30日	9月19日
	出席状況	11/12人	11/12人	12/12人
	開催数	第4回 (臨時)	第5回	第6回
	月日	9月19日	11月28日	11月28日
	出席状況	12/12人	10/11人	11/11人
	開催数	第7回	第8回	
	月日	3月12日	3月12日	
	出席状況	10/12人	10/12人	

・監事は理事、評議員及び本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第39条に規定する

役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。

・役員の選任については、「役員候補者選考委員会内規」に基づき、役員候補者選考委員会で候補者を選考し、理事会へ推薦する。【資料 5-2-4】

・常任理事会は、理事長、常務理事及び担当理事をもって構成され、毎月 1 回開催し、重要事項を除くこの法人の日常的な業務の決定に関すること、緊急にこの法人の意思を決定するような必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関すること、理事会及び評議員会に付議する事項について企画、立案し、又は整理すること等について審議決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思疎通ができるよう体制を整えている。【資料 5-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人久留米工業大学理事会規則

【資料 5-2-2】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 5-2-3】 学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則

【資料 5-2-4】 学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規

【資料 5-2-5】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

・学校法人を取り巻く環境が変化、多様化している中、法人の意思決定は的確かつ迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう更に常任理事会機能を強化するなど、管理運営の活性化を図る。

・日本高等教育評価機構の改善を要する点の指摘を踏まえ、理事会において定例会以外で議決を必要とする場合は、臨時の会議を開催し対応していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

・学長は、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、学長就任と同時に理事に就任する。また、副学長は、理事として選任されており、理事会の構成員となっている。大学の管理運営の中核にあるこれらの者が、理事会の構成員となることにより、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制が整っている。また、これらの者は、理事会の方針を踏まえた大学運営を行っており、法人及び大学の意思決定の円滑化に有効な役割を果たしている。【資料 5-3-1】

・理事会から委任を受けた法人の日常的業務及び緊急事案等は、常任理事会において決定できることとし、その旨寄附行為、理事会規則及び常任理事会規則で明確に定めている。常任理事会は理事長、常務理事のほか大学学長、高校校長、専門学校校長、自動車学校校長の担当理事をもって構成し、毎月1回定期的に開催され必要事項を審議・決定している。【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

・本学は学則第 43 条に基づき教授会を置き、入学、卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項並びに教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

・教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成し、毎月1回定期的に開催している。また、教授会の下に各種委員会を設置しており、下記の「表 5-3-1」の各種委員会で原案の作成等を行っている。【資料 5-3-5】

表 5-3-1 管理運営のための主要な委員会

名 称	内 容
地域連携センター運営委員会	地域連携推進及びものづくりセンターの基本的事項に係る方針、新規事業や既存事業の改廃、知的財産の運用、公開講座の計画及び実施に関する事項等を審議する。
学術情報センター運営委員会	学術情報センターの組織及び運営・事業計画等、情報館・図書館管理運営に関する必要事項について審議する。
施設委員会	本学の施設整備計画及び環境整備に関する事項等を審議する。
教務委員会	教育課程及び履修に関する事項、学生の休学、退学、転学、留学、除籍等に関する教務上必要な事項を審議する。
学生厚生委員会	学生の生活指導、福利厚生、学友会、奨学金、賞罰等、学生の厚生に関する必要な事項について審議する。
入 試 委 員 会	入学試験実施の基本方針、入学試験の合格者判定など入学試験に関し、重要な事項について審議する。
入試広報委員会	入試及び学生募集に係る企画立案及び実施、大学広報（学生募集）及びその他入試広報に関する事項について審議する。
キャリアサポートセンター運営委員会	本学学生の就職の適正円滑を図るため、基本的構想と具体的実施方法の確立等就職に関する必要事項を審議する。
教職課程運営委員会	教職課程のカリキュラム及び担当教員、教育実習、介護等体験、教員免許状更新講習等に関する事項を審議する。

共通教育運営委員会	共通教育科目のカリキュラム、授業計画及びその他共通教育に関する事項を審議する。
高大連携実施委員会	高等学校との連携企画、連携カリキュラムの作成等、高大連携の実施に関する事項を審議する。
FD 委員会	研修その他施策の企画・実施、学生授業評価アンケート、授業公開、授業改善の取り組み等を審議する。
安全衛生管理委員会	安全衛生管理に関する必要事項を審議する。
シラバス委員会	開講科目のシラバスの作成等に関する事項を審議する。

・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、大学の事務局長、事務局次長、各課長及び本法人の事務局長、その他学長が必要と認めた者として本法人の監事をもって構成され、学長の諮問を受け、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する。【資料 5-3-6】

・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務局長及び事務局次長をもって構成し、本学の重要事項及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定することについて、学科長会議規程に定め、毎月 1 回定期的に開催している。

【資料 5-3-7】

・大学院研究科委員会は、教育研究に関する事項等を審議し、学長が決定することについて大学院学則で明確に定めており、研究科長、研究科の指導教員をもって構成し、毎月 1 回定期的に必要事項を審議している。また、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議することとし、本委員会は、研究科長、専攻長、指導教員をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催している。【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】

・大学の教育研究を支援するための必要な組織、大学事務の管理運営組織については、学校法人久留米工業大学組織及び管理規則に基づき運営に当たっている。【資料 5-3-10】

・副学長、学長補佐、学科長、専攻長、教務委員長、入試広報委員長、学生厚生委員長、学術情報センター長及び地域連携センター長の選任については、学長が指名して選任するよう役付職員内規で規定している。【資料 5-3-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号

【資料 5-3-2】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 20 条

【資料 5-3-3】 学校法人久留米工業大学理事会規則第 6 条の 3

【資料 5-3-4】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則第 2 条

【資料 5-3-5】 久留米工業大学教授会規程

- 【資料 5-3-6】 久留米工業大学企画会議規程
- 【資料 5-3-7】 久留米工業大学学科長会議規程
- 【資料 5-3-8】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程
- 【資料 5-3-9】 久留米工業大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 5-3-10】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則
- 【資料 5-3-11】 久留米工業大学役付職員内規

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・ 理事会は法人経営における意思決定の最高機関として、実施計画及び予算・決算の承認、学則等諸規則の審議・決定を適正に行っており、大学と理事会の相互チェックによるガバナンス機能は十分発揮されている。また、理事の選任や理事会の運営は寄附行為及び理事会規則に定める事項に則り、適切に機能している。
- ・ 本学の予算策定等は、法人との予算ヒアリングにおいて事業内容を精査し、学長の決定を経て最終意思決定機関である理事会で審議・決定を行っており、法人及び大学の管理運営機関の相互チェックを行っている。
- ・ 理事会では、外部理事に久留米市長、弁護士などの学識経験者を加えることで、審議の客観性を担保するとともに、地域に根ざした運営を行っている。
- ・ 評議員会には、理事会の諮問機関として、寄附行為第 26 条に掲げる事項についてあらかじめ意見を聞いている。【資料 5-3-13】
- ・ 評議員の選任については、寄附行為第 28 条の規定に基づき、理事会又は評議員会において選任されている。
- ・ 過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、「表 5-3-2」のとおりである。

表 5-3-2 評議員の評議員会への出席状況（委任状提出者除く）

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
令和 3 年度	月日	5 月 29 日	11 月 27 日	3 月 11 日	
	出席状況	24／25 人	22／24 人	21／24 人	
令和 4 年度	月日	5 月 31 日	11 月 29 日	3 月 14 日	
	出席状況	20／25 人	22／24 人	23／25 人	
令和 5 年度	月日	5 月 30 日	9 月 19 日 (臨時)	11 月 28 日	3 月 12 日
	出席状況	21／25 人	22／25 人	17／21 人	21／25 人

- ・ 法人の業務、財産の状況及び理事の執行状況の監査を行うため監事 2 名を置き、その職

務を寄附行為に明確にしているほか、具体的な監査内容については、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準で定めている。現在、監事は常勤1名及び非常勤1名を置いており、寄附行為、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準に基づき業務及び財産の状況について毎年度2回（11月上旬に期中監査（業務監査）、5月上旬に期末監査（業務監査及び決算監査））が実施されている。監査はあらかじめ監事の指定した事項について調書を作成し、その調書に基づき担当理事及び担当課長等にヒアリングが実施される。その結果に基づき監査報告書が作成され、指摘された事項については、改善計画を作成の上、改善に取り組んでいる。また、法人本部監査室では、内部監査規程に基づき、日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、監事に対して資料の作成・提供等を行っている。【資料 5-3-14】【資料 5-3-15】【資料 5-3-16】

- ・ 監事の選任については、寄附行為第8条の規定に基づき、理事会及び評議員会において選任されている。
- ・ 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間に開催された理事会及び評議員会において、監事は概ね出席している。
- ・ 法人本部においては、総務課、財務課、経営戦略室、監査室の各部署が、大学等から提出された書類について厳正なチェックを行っている。また、法人本部内においても、補助金資料、伝票等については、総務課、財務課でチェックしたものを更に監査室でチェックするなど、二重、三重のチェックを実施している。
- ・ 平成25(2013)年度から、各課単位での「目標管理制度」を導入してきた。課単位による「目標」「達成基準」「方法」「達成状況」実施計画を設定し、課長が進捗状況を管理することで、より実務に即した計画的な管理体制を構築している。
- ・ 目標管理制度は中間状況及び最終状況について課としての達成状況を大学事務局長が各課長からヒアリングを行った上で法人本部に報告しており、目標達成に向けて課内の取り組みの活性化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-13】 学校法人久留米工業大学寄附行為第26条

【資料 5-3-14】 学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 5-3-15】 学校法人久留米工業大学監事監査実施基準

【資料 5-3-16】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 法人の運営として教学と経営とは両輪であり、お互いのコミュニケーションを円滑に保ち、社会情勢の変化に対応した迅速な意思決定を行える組織の確立に向けて今後とも努力する。
- ・ 日本高等教育評価機構の改善を要する点の指摘を踏まえ、評議員会において定例会以外で議決を必要とする場合は、臨時の会議を開催し対応していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・本学は、法人の建学の精神（ミッション）のもと、将来の目指す姿（ビジョン）を掲げ、そのビジョンの実現のために具体的目標を策定している。また、「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」を策定し、経営安定化のための基礎づくりを行い、計画的な財務運営の確立に努めている。毎年、実施計画を基に検証を行い、その状況に応じて各年度の事業計画、予算編成を行っている。

・令和3（2021）年度に、令和4年度からの新たな「ビジョン」及び今後6年間の「第3次中期計画（2022年度～2027年度）」及び「第3次前期実施計画（2022年度～2024年度）」を策定し、それに基づいた令和5（2023）年度の事業計画、予算編成を行った。

・予算編成は、理事会で決定した基本方針に基づき各部署から経費を事業別に整理した調査を提出させ、ヒアリングを行い、その必要性・効果・手法等を精査の上、予算委員会にて査定を行い、安定的かつ健全な財政になるよう努めている。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】第3次中期計画（2022年度～2027年度）

【資料 5-4-2】学校法人久留米工業大学 第3次前期実施計画書（2022年度～2024年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

・収入（事業活動収入）の約77%を占めている学納金収入は、学生確保による直接の影響を受けるもので、学生募集体制の充実などに取り組んだ結果、安定した収入の確保につながっている。また、令和元(2019)年度に収容定員の見直しを行い、更なる学生確保に努めた結果、法人全体としては、9年連続の収入超過（大学のみでは7年連続の収入超過）となっている。

・学納金収入に頼らない運営を図るため、外部資金の獲得に関しては、令和3(2021)年度は、大学改革推進等補助金（デジタル活用高度専門人材育成事業）(1件)が交付決定、令和4(2022)年度は、私立学校施設整備費補助金整備費(ICT活用推進事業)(1件)が交付決定、令和5(2023)年度は、大学・高専機能強化支援事業（支援1，支援2）が交付決定しており、積極的に取り組んでいる。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-3】令和4年度事業報告書

【資料 5-4-4】 令和 5 年度事業計画書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

・収入の大部分を占める学納金収入の安定化を図るため、入学者確保、退学者防止などの取り組みを強化するとともに、予算編成に関しても政策事業経費、経常的経費、双方ともに見直しを図り、収支バランスの改善に努め、安定した財務基盤が構築できるよう取り組んでいく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

・本学の予算は、法人全体の予算編成方針及び事業計画に基づいて編成され、理事会の承認により成立する。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

・本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人久留米工業大学経理規則、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則、学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則、学校法人久留米工業大学契約事務規程、学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程、学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程に基づいて会計処理を行っており、日頃の会計処理を行う上で判断できない事項については公認会計士に相談して指導・助言を受け、適正な処理に努めている。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】

・平成 27(2015)年度からは、これまで法人のみで使用していた財務会計システムが大学でも稼働となり、伝票の直接入力、データの閲覧・検索等が可能となった。法人と連携した会計処理を行うことにより、定期的な照合等が可能となり、日々不備・誤謬がないよう精査に努めている。

・予算執行については、担当者による裏付資料と政策事業調書又は経常経費調書の科目別内訳（予算明細）を確認の上、所属長、経理責任者の決裁により、法人の経理を統括する法人本部へ提出し、経理責任者の照合、決裁を受け、適正な会計処理を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 令和 5 年度予算書（理事会資料）

【資料 5-5-2】 令和 5 年度事業計画書

【資料 5-5-3】 学校法人久留米工業大学経理規則

【資料 5-5-4】 学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則

【資料 5-5-5】 学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則

【資料 5-5-6】 学校法人久留米工業大学契約事務規程

【資料 5-5-7】 学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程

【資料 5-5-8】 学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

・ 本法人の会計監査は、学校法人久留米工業大学監事監査規則、学校法人久留米工業大学監事監査実施基準及び学校法人久留米工業大学内部監査規程に基づき目的に応じて監事による監事監査、公認会計士による会計監査、法人監査室による内部監査とそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備され、厳正に実施している。【資料 5-5-9】【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】

・ 監事監査は年 2 回（期中監査・期末監査）、学長及び事務担当者からのヒアリング等を実施し、過去の指摘事項、経営課題への取り組み状況等、大学の現状や今後の計画に沿った実効性のある監査を実施している。

・ 公認会計士による会計監査は、毎年 10 月から 6 月までを 1 サイクルとして実施されている。監査は証憑書類等に基づく書面監査及び実地監査、各担当理事に対する経営方針のヒアリング等、多岐にわたり実施している。

・ 法人監査室による内部監査は、原則、法人全ての業務活動を対象としており、科研費等公的研究費の監査も実施している。

・ 監事、公認会計士、法人監査室の連携については、例年監査開始前に意見交換をする等、連携を取りながら監査業務が行われ、いずれも理事会等へ報告される体制が整備されており、厳正に実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-9】 学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 5-5-10】 学校法人久留米工業大学監事監査実施基準

【資料 5-5-11】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

・ 会計処理に関しては、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則に従い、伝票処理、出納処理、領収処理、物品調達処理、減価償却処理を適正に行っている。引続き監事、公認会計士、法人監査室との連携を図り、適正な会計処理を実施していく。

【基準 5 の自己評価】

・ 本法人の運営に当たっては、学校教育法や私立学校法などの関係諸法令を誠実に遵守しているほか、実施計画及び財政計画の策定を行うなど計画的に行われている。また、策定された計画については毎年進捗管理を行うなど、適切に執行管理が行われている。

・ 理事会においては、理事総数 12 名中、54 名が外部理事と開かれた理事会となっており、地域の意見や一般企業の考え方などを取り入れながら、学校法人の運営について、審議が行われ、地域に根差す、公共性・公益性の極めて高い学校法人の運営として適切

に行われている。

- ・本法人は、担当理事制を採用していることにより、教育面においての意思決定は、各担当理事の裁量権の範囲が大きくなっている。このことにより、近年の高等教育改革の動きにも迅速に対応できる体制となっている。

- ・大学における財政の基盤は学納金収入であり、学生の確保を安定的に行うことが、財政基盤の確立には不可欠である。本学においては、平成 28(2016)年度入学生から安定して入学定員を確保できており、これまでの教育改革の成果が表れてきていると評価している。この成果に満足することなく、更なる教育改革に取り組むことで、安定した学生確保を図り、財政基盤を確立する。また、各種補助金の獲得にも力を入れることで、大学資金の有効活用を図り、教育改革への取り組みも更に充実していく。

以上のことから、経営の規律と誠実性を維持しながら、理事会の機能性、円滑な管理運営と相互チェック機能、安定した財政基盤、適正な会計が確保されており、基準5を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・内部質保証に関する全学的な方針として、学則第 1 条の目的及び使命を踏まえ、学則第 2 条第 1 項に、「本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。また、学則第 2 条第 2 項に、「前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。」と定めている。【資料 6-1-1】

- ・大学院においても大学院学則の第 3 条において、「認証評価については、学則第 2 条の規定を準用する。」と定めている。【資料 6-1-2】

- ・内部質保証に関する全学的な方針については、「内部質保証に関する基本方針」に定めている。【資料 6-1-3】

- ・また、内部質保証のための恒常的な組織体制は、「内部質保証システム体系図」に示しているとおりに、整備されている。【資料 6-1-4】

- ・内部質保証のための責任体制は、「内部質保証に関する基本方針」の第 2 条（責任と体制）に明記されており、本学の内部質保証に関する責任者は学長とし、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制を構築している。

- ・なお、企画会議は、学長の最高諮問機関であり、企画会議規程第 2 条において、審議事項として、「内部質保証に関する事項」が明記されている。企画会議の議長は、学長をもって充てることとなっており、学長のリーダーシップの下で、内部質保証の推進がなされる。【資料 6-1-5】

・以下、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制について説明を行う。【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】

1) 中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

・中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を行うため、以下のとおり、企画会議の指示に基づき、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行っている。【資料 6-1-6】

ア 企画会議

・企画会議において、学校法人久留米工業大学の中長期計画を踏まえた大学全体の質保証を行うとともに、本学の中長期計画の策定及びこの中長期計画に沿った年度毎の実施計画の策定を行う。

・企画会議は、以下に説明する自己点検・評価委員会に対して、年度毎に実施計画に基づく自己点検・評価を行うことを指示し、その結果を踏まえ、各学科、各専攻、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等及び事務局（以下「各組織」という。）に対して、改善指示を行う。改善指示を受けた各組織は、具体的な改善方策の検討を行い、その結果が、次年度の実施計画に反映される。

・実施計画の実施状況は、大学から法人本部への報告が行われ、その結果を踏まえ、学校法人久留米工業大学の中長期計画の見直しが行われる。

・なお、中長期的な計画を踏まえた大学全体の改善を柔軟かつ円滑に行うため、企画会議の構成員として法人本部から事務局長及び監事が加わり、毎回の企画会議に参加している。

イ 自己点検・評価委員会

・企画会議の下部組織として、学則第 2 条に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。【資料 6-1-6】

・自己点検・評価委員会において、年度毎の実施計画に沿って、教育、研究、社会貢献等の諸活動の状況について、各組織と連携し、自己点検・評価を実施し、以下に説明する教育の質保証に関する自己点検・評価結果も含め、その結果を企画会議に報告する。

【資料 6-1-7】

2) 教育の質保証

・学科や研究科等による 3 つのポリシーを起点とする教育の質保証を行うため、次のアからウに規定する項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度毎の実施計画に沿って、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。【資料 6-1-8】

ア 教育課程

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づく学位プログラムを策定し、P D C A サイクルを用いた教学マネジ

メントを運用する。

イ 学生の受入れ

アドミッション・ポリシーに基づき、自己点検・評価を行う。

ウ 学生の支援、学修環境

学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応に関する自己点検・評価を行う。

3) 学外からの意見を基にした内部質保証

・学外からの意見を基にした内部質保証を行うため、学識経験者、久留米市、地元企業、久留米商工会議所等の委員により構成される教育研究推進外部評価委員会を平成28(2016)年度から設置し、毎年度、大学の教育・研究活動等の改善状況について、評価を受けている。【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】

・教育研究推進外部評価委員会による評価結果は学長に報告され、企画会議において、指摘事項等への対応について方針が審議され、更に、具体的な改善方策が関連する各組織において検討され、その結果が、次年度の実施計画に反映される。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 久留米工業大学学則第 2 条（認証評価）

【資料 6-1-2】 久留米工業大学大学院学則第 3 条（認証評価）

【資料 6-1-3】 久留米工業大学内部質保証に関する基本方針

【資料 6-1-4】 久留米工業大学内部質保証システム体系図

【資料 6-1-5】 久留米工業大学企画会議規程

【資料 6-1-6】 久留米工業大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-7】 令和 5 年度久留米工業大学自己点検評価書

【資料 6-1-8】 久留米工業大学教育改革推進委員会規程

【資料 6-1-9】 久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会規程

【資料 6-1-10】 令和 5 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

・平成 29(2017)年 4 月大学設置基準に定められた教職協働に関する法令改正に対応し、事務改革推進本部において、各事務部門における事務の効率化を進めるとともに、専門性の高い職員の育成を図り、教職協働による内部質保証を推進していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・本学では、「2021年ビジョン」に示された教育・研究・社会貢献・経営の4分野における「アクションプラン 32」を盛り込んだ中期計画「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）（以下「中期計画」という。）」を、平成30(2018)年に策定した。【資料6-2-1】

【資料6-2-2】

・更に、第2次前期実施計画において改善・見直しを行い、達成出来なかった事業については第3次中期計画（2022～2027）へも反映させ、さらに計画的に事業推進している。【資料6-2-3】

・第3次中期計画における第3次前期実施計画の中、次年度はラストの年となるため、しっかりと前期を締めくくり、後期実施計画に反映させることが出来るよう進めていきたい。【資料6-2-4】

・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、基準6-1-①で述べた内部質保証のための組織体制及び責任体制に基づいて実施している。以下、実施計画に基づく具体的な自己点検・評価の流れについて、「内部質保証システム体系図」に沿って説明を行う。【資料6-2-5】

- ①学長は、自己点検・評価の実施を企画会議に依頼する。
- ②企画会議は、自己点検・評価実施の方針を基に、自己点検・評価の実施を自己点検・評価委員会に指示する。
- ③自己点検・評価委員会は、各組織に対して自己点検・評価の実施を指示する。
- ④各組織は、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会に提出する。
- ⑤自己点検・評価委員会は、各組織の自己点検・評価を総括し、実施計画の達成状況の評価結果および改善事項を記した自己点検・評価書を企画会議に提出する。資料 6-2-5】【資料6-2-6】【資料6-2-7】【資料6-2-8】
- ⑥企画会議は、自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価結果を確認の上、学長に自己点検・評価報告書を提出し、自己点検・評価結果の回答及び改善事項の報告を行う。
- ⑦学長は、自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価の検証を行い、各組織に対する改善事項を明確にし、企画会議に対して改善指示を行う。
- ⑧企画会議は、改善事項を確認の上、各組織に対して、改善の指示を行う。
- ⑨各組織は、改善事項への対応計画を策定し、企画会議に報告するとともに、次年度の実施計画に反映させる。更に、その実施による改善結果を企画会議に報告する。【資料6-2-9】【資料6-2-10】【資料6-2-11】
- ⑩企画会議は、各組織が策定した改善計画及び改善結果を学長に報告する。
 - ・また、教育研究推進外部評価委員会による指摘事項等への対応についても具体的な改善方策が関連する組織において検討され、その結果が、企画会議に報告されるとともに、次年度の実施計画に反映される。【資料6-2-11】【資料6-2-12】
 - ・以上のPDCAサイクルを恒常的・継続的に実施することにより、3つのポリシーを起点

とする教育の質保証及び中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を図っている。

- ・エビデンスに基づく自己点検・評価は、企画会議の指示により、自己点検・評価委員会が、年度毎に行っている。

- ・自己点検・評価の取り組みについては、各学科や各専攻へ周知し、更に教授会で報告することにより教職員に周知している。【資料 6-2-13】

- ・「令和 5（2023）年度自己点検評価書」は、大学ホームページで公開するとともに、教職員共有サイト「きっと見る」において教職員全員でその結果を共有している。【資料 6-2-14】【資料 6-2-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 久留米工業大学 2021 年ビジョン

【資料 6-2-2】 学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）

【資料 6-2-3】 第 3 次中期計画

【資料 6-2-4】 第 3 次前期実施計画

【資料 6-2-5】 久留米工業大学内部質保証システム体系図

【資料 6-2-6】 令和 3 年度自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-2-6】 令和 4 年度自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-2-7】 令和 3 年度久留米工業大学自己点検評価書

【資料 6-2-8】 2021 年度実施計画の評価について

【資料 6-2-9】 令和 3 年度企画会議議事録

【資料 6-2-10】 令和 4 年度企画会議議事録

【資料 6-2-11】 令和 4 年度事業計画書

【資料 6-2-12】 令和 3 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

【資料 6-2-13】 令和 4 年度久留米工業大学教授会議事録

【資料 6-2-14】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学評価）

【資料 6-2-15】 教職員共有サイト「きっと見る」の資料

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・本学では、平成 28(2016)年度に「IR 推進センター」を設置し、センター長、兼任教員 1 名、専任職員 1 名を配置して、IR 活動を行うための体制整備を図っている。【資料 6-2-16】

- ・IR 推進センターは、学内データの一元化を推進し、教育・研究活動、学修支援、学生募集、就職等に関わる種々のデータ分析を行っている。データ分析結果は、企画会議や教育改革推進委員会等において報告がなされ、教育・研究等の改善のために活用されている。【資料 6-2-17】【資料 6-2-18】

- ・特に教育の質保証に関しては、教育改革推進委員会と IR 推進センターが連携し、基準 3-3-①で述べた教育の質保証のためのアセスメント・ポリシーに沿って、学生授業評価ア

ンケート、学修行動、学修到達度、学生満足度に関すること、入学生アンケート等の多岐にわたる分析を行っている。

【資料 6-2-18】【資料 6-2-20】

・IR 推進センターによるデータ分析結果は、教職員共有サイト「きっと見る」において共有し、全教職員への周知を図っている。【資料 6-2-15】

・IR 推進センターの活動は、年度毎に「IR 推進センター報告書」としてまとめ、企画会議や教授会で報告を行い、更に、教職員共有サイト「きっと見る」で共有し、全教職員への周知を図っている。【資料 6-2-15】【資料 6-2-21】

・大学の基本情報は、IR 推進センターにおいて、年度毎に「ファクトブック」としてまとめ、大学ホームページにおいても公開し、学内外への周知を図っている。令和 5（2023）年度より「ファクトブック」は世界中のデータが公開されているプラットフォーム「Tableau Public」に電子公開されることとなった。【資料 6-2-22】【資料 6-2-23】
【資料 6-2-25】

・学外の IR 関連の活動として、大学 IR コンソーシアム、大学評価コンソーシアムに加盟し、IR 推進センターにおいて、IR に関する情報収集及び研究活動を行っている。【資料 6-2-21】

・更に、「高等教育コンソーシアム久留米」を構成する久留米市内の高等教育機関 IR 関係者による「久留米 4 大学・高専 IR 合同会議」（令和 4（2022）年度までは「久留米 5 大学・高専 IR 合同会議」）を、本学が発起人となり、平成 30(2018)年度から開始した。主催校は輪番制となっている。平成 30(2018)年度は本学、令和元(2019)年度は久留米大学、令和2(2020)年度は久留米工業高等専門学校（オンライン会議）、令和3(2021)年度は聖マリア学院大学（オンライン会議）、令和 4（2022）年度においては本学にて対面で合同会議が開催された。令和5年度は4大学の日程が合わず流会となったが、令和6年度には久留米大学にて開催される予定である。【資料 6-2-21】【資料 6-2-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-16】久留米工業大学 IR 推進センター規程

【資料 6-2-17】令和 5 年度企画会議議事録

【資料 6-2-18】令和 5 年度教育改革推進委員会議事録

【資料 6-2-20】久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-2-21】久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2022

【資料 6-2-22】久留米工業大学ファクトブック 2022

【資料 6-2-23】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学ホーム⇒教育・研究⇒IR 推進センター）

【資料 6-2-24】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学ホーム⇒新着情報⇒お知らせ 「久留米 5 大学・高専 IR 合同会議開催報告」）

【資料 6-2-25】 久留米工業大学ファクトブック

<https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes>

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

・ IR 推進センターを中心に学生情報のビッグデータの収集・管理体制を確立し、学修環境や学生生活環境の改善に取り組んでいく。特に、IR 情報を活用し、多様な学生に対する学修支援の点検・評価項目を充実させることにより、学生の満足度を高め、教育の質保証のレベルの向上を図りたい。

・ 令和 2(2020)年 4 月に発足した AI 応用研究所と連携し、IR 推進センターが保有する多様なデータに対して AI 手法を用いた、より高度な分析を行うことにも取り組んでいく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・ まず、3 つのポリシーを起点とする教育の質保証活動と、その結果に基づく、教育の改善の取り組みについて説明する。

・ 3 つのポリシーを起点とする教育の内部質保証の活動は、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度毎の実施計画に沿って、自己点検・評価を実施することによって行われ、その結果は自己点検・評価委員会に報告される。教育の内部質保証の PDCA サイクルの詳細は、6-2-①に記したとおりである。【資料 6-3-1】

・ なお、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、「アセスメント・ポリシー」に定めており、IR 推進センターにおいて、各種データの分析がなされている。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

・ 学部においては、基準 6-2-①に記した PDCA サイクルに沿って、3 つのポリシーに基づく学修成果の検証及びその改善に取り組んでいる。政府が示した「AI 戦略 2019」を踏まえて、本学におけるデータサイエンス・AI 教育のあり方や方針を検討し、令和 2(2020)年度入学生より全学必修共通教育科目として「AI 概論」を開講するなどカリキュラムの改善を図った。

・ 本学大学院においては、大学院研究科運営委員会にて「アセスメント・ポリシー」を定め、大学院研究科委員会にて周知を行い、大学院における 3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）に基づいた学修成果の評価及び改善を行っている。【資料 6-3-2】【資料 6-3-4】

・ 「大学院ポートフォリオ」による学修活動状況調査を実施し、各教育課程の改善に活用している。【資料 6-3-5】

・ 大学院における各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の

評価、学生授業評価アンケートを検証し、科目の改善に活用している。【資料 6-3-6】

- ・教育課程の改善及び科目の改善により、大学院生本位の教育への転換を進め、大学院の質の保証及び質の向上を図っている。

- ・令和 2(2020)年度には、大学機関別認証評価を受審し、「評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。」との評価を受けた。

- ・以上のように、認証評価などの外部質保証の結果を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして企画会議を中心に据えた内部質保証が機能している。

【エビデンス集】

【資料 6-3-1】 令和 5 年度事業計画書

【資料 6-3-2】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-3-3】 久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2023

【資料 6-3-4】 2022 年度大学院研究科運営委員会議事録

【資料 6-3-5】 大学院ポートフォリオフォーマット

【資料 6-3-6】 2021 年度学生による授業評価アンケート用紙（大学院生）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・中期計画や年度毎の実施計画における適切な KPI（Key Performance Indicator）の設定による達成目標の数値化の推進を図り、自己点検・評価の精度向上を推進したい。また、自己点検・評価委員会において、実施計画の達成度の点検・評価に加え、各学科や各専攻、各委員会等に向けた改善事項を整理し、自己点検評価書への記載を行うことにより、PDCA サイクルに基づいた内部質保証の機能性を高めていきたい。

- ・認証評価において、「大学院の教学マネジメント、理事会及び評議員会の運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えない」との指摘を受けたため、認証評価報告書で「改善を要する点」及び「参考意見」について、大学及び法人本部が一体となって改善に取り組んだ。これからも大学及び法人本部が一体となって内部質保証の機能性が十分果たされるよう努める。

【基準 6 の自己評価】

- ・内部質保証に関する全学的な方針については、「内部質保証に関する基本方針」に定めており、内部質保証のための恒常的な組織体制は、「内部質保証システム体系図」に示したとおりである。内部質保証のための責任体制は、「内部質保証に関する基本方針」の第 2 条（責任と体制）に明記されており、本学の内部質保証に関する責任者は学長とし、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制を構築している。

- ・エビデンスに基づく自己点検・評価は、企画会議の指示により、自己点検・評価委員会が、年度毎に行っている。自己点検・評価報告書は、大学ホームページで公開するとともに、教職員共有サイト「きつと見る」において教職員全員でその結果を共有している。

- ・本学では、平成 28(2016)年度に「IR 推進センター」を設置し、IR 活動を行うための体

制整備を図っている。IR 推進センターは、学内データの一元化を推進し、種々のデータ分析を行っている。また、「久留米工業大学 IR 推進センター報告書」、「久留米工業大学ファクトブック」を毎年、発行している。

・3つのポリシーを起点とした内部質保証の PDCA サイクルに沿って、学修成果の検証及びその改善に取り組んでいる。平成 30(2018)年度における検証結果に関しては、

「2019 年度事業計画書」において改善施策が盛り込まれ、一定の改善が確認された。大学全体の内部質保証の PDCA サイクルによる大学運営の改善としては、平成 27(2015)年度の前回の認証評価の受審における指摘事項については、対策を実施した結果、改善が認められたとの評価をいただいた。また、入学定員に沿った適切な受け入れ数の維持のため、令和元(2019)年度から大学全体の入学定員を 290 名から 320 名に拡充した。

以上のことから、内部質保証の組織体制を整備し、自己点検・評価を適切に実施し、内部質保証の機能性を確保しており、基準 6 を満たしていると判断する。